

各国憲法集 (9)
フィンランド憲法



2015年3月

国立国会図書館調査及び立法考査局

調査資料
2014-1-c

現代社会はますます複雑かつ多様化し、国政審議においても広範で多角的な情報が求められております。このような状況に対応するため、国立国会図書館調査及び立法考査局は『基本情報シリーズ』を刊行いたします。このシリーズは、国政課題に関する基本的な情報をさまざまな視点から提供するものです。

各国憲法集(9) フィンランド憲法

本稿は、東洋大学国際地域学部教授 藪長千乃氏の協力を得て、フィンランド共和国の憲法の概要及び訳文を取りまとめたものである。

2015年3月

国立国会図書館
調査及び立法考査局

国立国会図書館調査及び立法考査局は、昭和30年から5年間にわたり、衆議院法制局、参議院法制局及び内閣法制局と共同して、『和訳各国憲法集』全3集を刊行し、ほぼ全世界を網羅する84か国の憲法を邦訳した。

その後、諸外国において多くの憲法改正や新憲法制定が行われ、その憲法の様相は大きく変化するに至っている。このため、諸外国の憲法を最新の条文から可能な限り原語に基づき翻訳し、ここに『基本情報シリーズ 各国憲法集』として、逐次刊行するものである。

目次

[解説] (藪長千乃)

年表	1
I 序論	2
1 フィンランド憲法の構成	2
2 国家と憲法に関する略史	2
3 基本法の制定	3
4 憲法の特徴	4
II 憲法の内容	5
1 総説	5
2 人権	6
3 統治機構	10
4 安全保障	18
III 憲法改正手続	18
1 総論	18
2 憲法改正の手続	19
IV 結語 —最近の憲法的諸課題	19
1 政府部内における権限関係	19
2 直近の基本法改正	19

[翻訳] (藪長千乃・国立国会図書館調査及び立法考査局憲法課)

フィンランド基本法翻訳の出典・参考文献と凡例	21
フィンランド基本法	22

年表

1323年	スウェーデンとノヴゴロド（ロシア）の国境が確定され、現在のフィンランド領土がスウェーデンの一部となる。
1362年	スウェーデン国王選挙に代表者を送る権利を得る。
1634年	スウェーデン政体法制定、適用。
1772年	スウェーデン国王グスタフ3世が政体法制定。
1809年	スウェーデンがロシアへ現フィンランド領土を割譲。フィンランドは、ロシア皇帝を大公とする自治大公国となる。政体法を含めた従前の法・社会制度を維持する権利及びルーテル派キリスト教の信仰が保障される。
1816年	司法・行政を所管するセナーッティ（ロシア帝国フィンランド評議会）が設置される。
1863年	ヘルシンキに身分制議会が召集される。スウェーデン語に加えてフィンランド語が公用語として定められる。
1869年	自治大公国としてのフィンランドの地位を定めた国会規則が制定される。
1906年	国会規則改正。4身分制議会が1院制の議会へ再編され、普通平等選挙権が実現する。
1907年	普通平等選挙の実施。世界初の選挙権・被選挙権を得た女性国会議員が当選。
1917年	独立
1919年	フィンランド政体法制定、施行。
1920年	オーランド自治法制定。翌年、国際連盟によりオーランドのフィンランド帰属裁定。
1922年	弾劾裁判所法制定。大臣責任法制定。
1928年	新国会規則制定（独立に合わせた改正）。
1939-40年	冬戦争（対ソ）
1941-44年	継続戦争（対ソ）
1944-45年	ラップランド戦争（対独）
1944年	国会規則が改正され、選挙権・被選挙権年齢が21歳へ引き下げられる。
1945年	第二次世界大戦後初の選挙実施。
1947年	パリ平和条約を締結し、軍備制限（1963年まで）及び賠償金の支払いを課される。
1948年	ソヴィエト連邦と友好協力援助条約を締結。（1991年連邦解体に伴い終了。）
1954年	国会議員任期を3年から4年へ変更。
1955年	国連及び北欧評議会へ加盟。
1969年	選挙権年齢を21歳から20歳へ引き下げる。
1972年	選挙権年齢を20歳から18歳へ引き下げる。
1976年	被選挙権年齢を18歳へ引き下げる。
1989年	欧州評議会加盟。
1990年	欧州人権条約批准。
1994年	欧州経済領域加盟。欧州連合加盟を問う国民投票において56.9%の賛成を得る。
1995年	欧州連合加盟。
1999年	基本法制定。それまでの政体法、国会規則、弾劾裁判所法及び大臣責任法が基本法へ再編される（2000年施行）。
2002年	通貨としてユーロを導入。

I 序論

1 フィンランド憲法の構成

他の法律に優越する最上位の明文憲法として、フィンランド基本法が1999年6月11日に公布され、2000年3月1日に施行された⁽¹⁾。それまでは、フィンランド政体法（Suomen Hallitusmuoto）（1919年）、国会規則（valtiopäiväjärjestys）（1928年）、大臣責任法（内閣の構成員及び法務長官並びに議会オンブズマンの公務の適法性を監査する議会の権限に関する法律（eduskunnan oikeudesta tarkastaa valtioneuvoston jäsenten ja oikeuskanslerin sekä eduskunnan oikeusasiamiehen virkatoimien lainmukaisuutta annettu laki）（1922年）及び弾劾裁判所法（valtakunnanoikeudesta annettu laki）（1922年）の4つの法律が基本法群として、最上位の法、すなわち憲法として位置付けられていた。1999年の基本法は、これらの基本法群を統合し、民主主義国家の基盤となるルール、価値、原則を明示したものであり、国民の権利と義務、国家と国民の関係、国家の組織等について定めている。具体的には、国家の基本的秩序、基本権、議会、大統領と内閣、立法、財政、国際関係、司法、合法性の監督、行政の組織と地方自治及び国防について規定している。

なお、フィンランドの公用語はフィンランド語とスウェーデン語であり、基本法はこれら2つの言語で制定されている。

2 国家と憲法に関する略史

基本法を含め、フィンランドの法体系は、スウェーデンの法体系から強い影響を受けている。1917年に独立する前のフィンランドは、古くはスウェーデンの一地域であり、19世紀にはロシアの自治大公国であった。このような歴史的な要素と、20世紀後半の福祉国家の発展に伴う基本権の整備拡充、1995年の欧州連合加盟による修正が現在の基本法を形作っている。

1323年、スウェーデンとノヴゴロド（後のロシア）との間の国境が確定されると、現在のフィンランド領土の中心部分はスウェーデンの一部となった。その後、フィンランドは1809年にロシアの自治大公国となるまで、一地域としてスウェーデン統治下にあった。したがって、スウェーデンで制定された政体法等が、フィンランドに適用された初めての憲法である。

フィンランド戦争⁽²⁾後、現在のフィンランド領土はスウェーデンからロシアへ割譲され、

* 本稿の注に掲げるインターネット情報は、2014年12月18日現在のものである。

(1) 「憲法」に相当するフィンランド語は valtiosääntö で、個人の基本権や国権の最高機関に関する法規定の総体を表す抽象的な概念を指す。基本法 perustuslaki は、フィンランドの実定法階層秩序において最高位にある法を指すときに使われる。（フィンランド議会ウェブサイト <<http://mot.kielikone.fi/mot/eduskuntasanasto/netmot?UI=fied>>; Jaakko Husa, *The Constitution of Finland: a contextual analysis*, Oxford: Hart Publishing, 2011, pp.2-50; 遠藤美奈「近年におけるフィンランド基本法体制の変革」『早稲田政治公法研究』第46号, 1994, p.195.）

(2) 1808年から1809年まで、スウェーデンとロシアの間でフィンランドをめぐる行われた戦争。

フィンランドは1809年にロシア帝国の自治大公国となった。フィンランド大公となったロシア皇帝アレクサンドル1世は、自治大公国内でそれまでのスウェーデンの法体系、社会制度を維持していくことを宣言した。そこで、フィンランドでは、1772年にスウェーデン王グスタフ3世が定めた政体法が、独立後の1919年まで維持された。1863年に身分制議会が定期的な開会されるようになると、1869年に新しく国会規則が制定された。1905年、ロシアの圧制に対する反発から大ストライキが起こると、当時のロシア皇帝ニコライ2世はフィンランド議会の改革を約束し、1906年身分制議会が廃止され、普通平等選挙権に基づく1院制の議会を設置する新国会規則が制定された。なお、国会議員選挙における女性の選挙権、被選挙権の両者を備えた普通男女平等選挙権制度を導入し、翌1907年に選挙により女性国会議員を選出したのは、フィンランドが世界で初めてである。

その後、1917年にロシア革命が起きると、同年9月にフィンランドは独立を宣言する。独立後、1919年に独立国家フィンランドの政体法が制定された。次いで1922年に弾劾裁判所法、大臣責任法が制定された。さらに、新国会規則が1928年に制定された。

その後1980年代まで、これら基本法群を構成する4法については、個別の比較的軽微な改正が行われたのみであった⁽³⁾。しかし、1980年代以降、規定範囲の拡大や国家の基本的機関の関係性の変更など、広範なそして本質的な改正が頻繁に行われるようになった。例えば、諮問的国民投票制度や大統領の直接選挙制の導入等である。1990年代に入ると憲法改正の動きは、さらに加速した。大統領の連続3選禁止や権限の縮小、欧州経済領域への加盟対応のための改正が行われた。1995年には、1990年の欧州人権条約批准をきっかけとして、政体法に社会権を規定する大改正が行われた。これら1980年代以降相次いだ憲法改正の主な背景には、1970年代までに大統領へ過度に集中した権限を分散し、議会制民主主義を強化する機運が高まっていたこと、1980年代末の東欧革命とその後のソビエト連邦解体による東西の緊張緩和を受けて、フィンランドがヨーロッパへの統合姿勢を明確にすることができるようになったことなどが挙げられる⁽⁴⁾。

3 基本法の制定

1999年の基本法制定は、これまでの憲法原理を変えることなく、基本法群の整理・統合、現代的な形式への変更、統治機構に関する規定の合理的修正を目指したものであった。

当時の最大の課題は、基本法群が4つに分かれているために、複雑で分かりづらく、規定のレベルも不揃いな非体系的なものとなっていたこと、そのために改正に煩雑な手続が必要になっていたことであった。例えば、国会規則には議会での詳細な議事規則まで規定されており、また議会と内閣の関係は政体法と国会規則の両者に入り組んで規定され、整理して規定することが困難になっていた。さらに、こうした複雑な基本法群構造のために、欧州経済領域や欧州連合の加盟に当たって必要な、基本法群の改正等に速やかに対応する

(3) 政府提案書(HE 1/1998)。1980年代までの基本法群改正は、選挙権年齢や公職の任期等、国家機関に関する変更にとどまっていた。

(4) 1990年代の基本法改正過程と基本権の拡充については、遠藤 前掲注(1), pp.193-217に詳しい。

ことも困難になっていた。加えて、制定から長い間にわたって規定の追加を重ねている間に、関連する条文が章を超えて配置されたり、基本法群の中で分かれて規定されたりする状態も生まれていた。

一方、1970年代からは、基本法の内容に関わる変更の議論も盛んになり、代表制民主主義の原則や議会の地位を明確にするとともに、大統領の権限を縮小し、議会主義の原則を強化した法典とすることも目指された。

2000年の基本法の施行に向けて、1996年に「基本法2000委員会（perustuslaki 2000-komitea）」が議会内に設置された。委員会の主な検討事項は、細かい議事規則の省略、政府と議会との関係、欧州連合加盟に関する事項の追加の必要性等であった。委員会は翌年に報告書（komiteanmietintö 1997:13）を提出し、1998年には政府により基本法案が議会に提出され、1999年6月4日に可決された。

形式的な変更に加えて、主に次のような事項が変更された。議会については、議員の地位及び議会の機能など重要なものを基本法に規定し、これまで国会規則で詳細に定められていた議事手続等は下位法で規定することとされた。また、法律制定までの本会議での審議回数を3回から2回へ変更するなど、議事手続の簡素化が図られた。大統領の権限はさらに縮小され、相対的に内閣と首相の地位のさらなる強化が図られた。また、違憲審査制が導入され、裁判所は、法律の適用が明らかに基本法に反する場合、基本法の規定を優先させることが明記された。

4 憲法の特徴

(1) スウェーデンからの影響

前述のように、フィンランド憲法は、隣接するスウェーデンとの密接な歴史的関係に大きく影響されてきた。1999年の基本法制定まで施行されていた政体法と国会規則の原型はスウェーデンのものであり、基本法制定以降もその特色は色濃く残っている。例えば、スウェーデンに特徴的な、法務長官制度、議会オンブズマン制度などである。

(2) 憲法改正手段としての例外法

前述のように、1980年代まで、フィンランド基本法群はほとんど改正されずにきた。これは例外法（poikkeuslaki）を制定することで、基本法群の文面を変えることなく憲法規定の内容を事実上変更してきたことによる。例外法の歴史は、自治大公国時代における1878年の徴兵制度の導入に際して、スウェーデン統治時代の憲法（1772年政体法及び1789年連合及び安全保障法）を修正することなく、憲法規定と矛盾する法律を制定するための苦肉の策として導入されたことにさかのぼる⁽⁵⁾。憲法は当時のフィンランドの自治の基礎であり、これを保持することが当時のフィンランドにとって最も重要であった。憲法の改正をしようとするればロシア皇帝の関与は避けられなかった。汎スラブ主義の中で権

(5) Husa, *op.cit.*(1), p.228; 遠藤 前掲注(1), pp.196-197.

力を増大しようとするロシア帝国の介入を避けるために、憲法に手を触れずに例外法を制定するという方法をとったのである。

独立後、1919年のフィンランド政体法では、例外法が明文で規定された（第95条）。例外法は、基本法群の改正と同じ手続により制定されたが、階層構造上は通常法律と同じと位置付けられた⁽⁶⁾。例外法は、特に戦時中の財産管理等を中心として多用され、欧州連合加盟手続への対応を含めて1990年までに800を超える例外法が制定された。これに対して、例外法の存在で憲法の全体像の把握が困難になっているという批判が相次ぎ、1999年の基本法では限定的な例外のみが許容されることとなった⁽⁷⁾。それ以降、例外法の制定に関する議論が複数起っているが、ほとんどの場合制定に至っていない。議会の基本法委員会（第35条第1項⁽⁸⁾で設置が明記された常任委員会の一つ）は、例外法を制定しようとするものはそれを避けるための努力をしなければならないとする「例外法回避の原則（poikkeuslakien välttämisen periaate）」を提示している⁽⁹⁾。

II 憲法の内容

1 総説

基本法は、次の全13章から成る。第1章「国家体制の基礎」では、民主主義と三権分立、領土、国籍について定めている。第2章「基本権」では、個人の基本権の種類並びにその保障及び非常事態における制限について定めている。第3章「議会及び国会議員」では、議会の構成、議員の地位等について、第4章「議会の活動」では、議会の基本的議事手続、機関等について定めている。第5章「共和国大統領及び内閣」では、行政権を担う大統領と内閣の選挙又は形成の手続、権能等について定めている。第6章「立法」では、立法手続、基本法の改正手続、特別法等について定めている。第7章「国家財政」では、予算、課税、会計検査、国の財産等について定めている。第8章「国際関係」では、外交、国際的事項に関する議会の関与等について定めている。第9章「司法」では、裁判所の組織等について、第10章「合法性の監督」では、違憲審査制、議会オンブズマン及び内閣の法務長官の職責等について定めている。第11章「行政の組織及び自治」では、国家行政組織、地方自治等について定めている。第12章「国防」では、兵役、軍の指揮権について定めている。第13章「最終規定」では、基本法の施行及び旧基本法群の廃止について定めている。

(6) Husa, *ibid.*, p.228; Ilkka Saraviita, *Constitutional law in Finland*, Alphen aan den Rijn: Kluwer Law International, 2012, pp.47-48.

(7) Saraviita, *ibid.*, p.46.

(8) 以下、条名等は、特記のない限り基本法のもの指す。

(9) 例えば、1999年基本法制定以降に制定された例外法に「有事準備法(Valmiuslaki)」(2011年法令第1552号)がある。

2 人権

基本権は、基本法第2章（第6～23条）で定められている。基本法により保障された基本権は、主に自由権、平等権及び社会的・経済的・文化的権利である⁽¹⁰⁾。自由権には、生命並びに個人の自由及び不可侵性に対する権利（第7条）、移動の自由（第9条）、私生活の保護（第10条）が含まれる。平等権（第6条）は、個人の属性である性別、出身、信仰等によって差別されない権利である。社会的・経済的・文化的権利には、労働に対する権利及び生業の自由（第18条）、社会保障に対する権利（第19条）、文化的な権利（第16条）が含まれる。これらに加えて、政治的権利、集团的権利が保障されている。さらに、公権力には、これらの権利の実現を保障する義務があることが第22条で明記されている。

憲法上の権利としての基本権の保障については、1919年の政体法において規定されて以降、1972年の労働権の追加を除いては、1995年の基本権改革までほとんど変わっていなかった。1919年に定められた政体法に掲げられた一連の権利は、ベルギーとプロイセンの憲法を参照し、19世紀末の西ヨーロッパのリベラリズムを志向したものであった。1995年の基本法改革では、長く手をつけられずにいた基本法群上の基本権規定が整理統合された。改革の中心にあったのは、社会的・経済的・文化的権利の追加であった。

以下では、基本権を5つに分けて説明する。

(1) 自由権

基本法第7条の生命に対する権利は、基本権の中で最も重要な権利として、他の全ての権利の前提条件となっているとされる⁽¹¹⁾。第7条は、生命に対する権利のほか、個人の自由及び不可侵性に対する権利を保障しており、死刑の禁止、拷問又は人間の尊厳を侵害するその他の取扱いを受けないことが規定されている。また、自由の剥奪を伴う刑罰は、裁判所が科すると規定されている。

このほか、自由権に分類される権利として、罪刑法定主義（rikosoikeudellinen laillisuusperiaate）（第8条）、移動の自由（第9条）、私生活の保護（第10条）、信仰の自由（第11条）が挙げられる。

移動の自由には、フィンランド国民及び合法的にフィンランドに滞在する外国人の国内移動の自由及び居住地選択の自由並びに全ての人の出国の自由が含まれる。移動の自由に対する制限は、法律に基づかなければならない。例えば、外国人の入国及び滞在の自由の制限は、法律で規定されている⁽¹²⁾。

私生活の保護とは、プライバシーの権利を意味している。加えて、基本法は「住居の平穏（kotirauha）」を明記している。住居の平穏は、個人の起居の場を第三者は侵すことができないとする権利を意味し、住宅、別荘、ホテルの部屋、テントやキャンピングカー・

(10) 以下、基本的にヤーッコ・フサ（Jaakko Husa）ラップランド大学教授の分類に従って、基本権について記述する。Husa, *op.cit.*(1), pp.169-210.

(11) *ibid.*, p.177.

(12) *ibid.*, p.178.

船などの起居の場とその門や庭、入口の階段等建物に付属する全ての私的領域が保護の対象となる。これらの起居の場への本人の同意によらない立入りは、本人又は第三者の基本権の保障や犯罪捜査を目的とする場合に限って許される。

(2) 平等権

法の前の平等（第6条）は、公権力との関係において全ての人々が平等であることを意味している。特に、少数派(マイノリティ)への差別を防ぐことを意図している。具体的には、性別、年齢、出身、言語、信仰、信条、意見、健康状態、障害、その他の個人的事情による差別を禁じている。これらの権利の解釈については、議会の基本法委員会の定期的検討の対象となっている。平等権の実現のために、下位法として「平等法(Yhdenvertaisuuslaki)」(2004年法令第21号)が定められ、労働の機会均等、保健福祉サービス、その他の社会保障等における差別の対象となっている人の保護を定めている。

同じ条文の中で、子供と女性を対象とした取扱いを別に定めていることも特徴的である。

子供の平等は、基本法に定められた権利が大人と同様に子供にも保障されることを意味している。また、子供自身に関係のあることについて本人の意思が尊重されることも規定されている。ただし、これらは子供の発達段階に応じて対応しなければならない。これに関連して、社会保障に対する権利について定めた第19条では、子供の福祉と健やかな発達を守るために家族や他の子供の扶養者・保護者を支援していくことが公権力の責務であることも定められている。

女性の権利に関しては、すでに1906年に普通男女平等参政権を実現しているが、最も実現の難しい分野として労働生活の平等が残されている。基本法には、男女の社会参加と雇用における「同等価値(tasa-arvo)」原則が明記されている(第6条第4項)。

(3) 政治的権利

政治的権利は、主に表現の自由、集会・結社の自由、参政権で構成される。

表現の自由(第12条)には、情報、意見、その他のコミュニケーションを表明し、広め、受け取る権利が含まれている。これらの権利は、事前に誰にも妨げられないことも明記されている。フィンランドでは、表現の自由は、情報に積極的にアクセスする権利と結び付けられており⁽¹³⁾、第12条は、公文書や公記録から情報を入手する権利も定めている。これらに例外を設定するには、個別に法律を制定する必要がある。

集会の自由は、結社の自由と結び付けられている(第13条)。この権利は、許可を得ないで集会及びデモを組織し、並びにこれらへの参加を行うことのできる権利である。集会・結社の自由は、スウェーデン統治下の時代から憲法の一部を構成するものとされ、ロシア統治下においても維持され、受け継がれてきた。

参政権として、選挙権・被選挙権や国民投票又は住民投票に参加する権利が挙げられる。

⁽¹³⁾ *ibid.*, p.182.

すなわち、18歳以上のフィンランド国民は国政選挙と国民投票に参加できる（第14条第1項）。また、永住権を得た18歳以上の外国人もクンタ（基礎自治体）選挙及びクンタの実施する住民投票に参加することができる（同条第3項）。1人1票の原則は、国会議員選挙に関しては1906年の国会規則の全面改正で実現した。地方選挙⁽¹⁴⁾を含む全ての選挙における普通平等選挙原則は1919年の政体法で実現した。現在では、18歳の選挙権年齢に到達した国民が投票権を有し、被選挙権は、行為能力を有しない者以外の投票権者にある（第27条第1項）⁽¹⁵⁾。ただし、権力分立の原則に基づき、軍務従事中の軍人、法務長官、議会オンプズマン、最高裁判所の構成員等は国会議員に選出されないとする欠格条項が設定されている（同条第2項及び第3項）。もっとも、これらの職を辞した場合には、欠格条項に該当しなくなるので、国会議員となることができる。

なお、市民の政治参加の機会としての国民投票は、諮問的位置付けであり、法的拘束力はない。また、2011年の基本法改正により、国民発案の権利が追加された（第53条第3項）。

(4) 社会的・経済的・文化的権利

社会的・経済的・文化的権利には、財産の保護、労働に対する権利、社会保障に対する権利、文化的な権利が含まれる。

財産の保護（第15条）については、基本法では、個人の財産の保護と財産の強制収用については法律で定めなければならない旨のみが規定されている。ただし、財産の強制収用に関しては、公共目的であることが条件であり、完全な補償を行わなければならない。

労働権に関しては、1919年の政体法において公権力による労働力の保護が既に定められていた。しかし、これは抽象的な規定であり、1972年の改正（1972年法令第592号）において就労の機会の提供が公権力の義務となることによって就労の権利としての労働権が明確になった。現在では、就労の権利と職業選択の自由も基本法第18条に定められている。また、同条では、法律に定められる理由なしに解雇されないことも定められている。したがって、全ての人に働く権利があるものと考えられるが、権力による就労の保障までも定めるものではなく、プログラム規定にとどまっている。なお、実際には公的サービスとして、雇用の拡大支援、職業訓練、専門職の養成等が行われている。また、職業選択の自由の制限の例として、医師、弁護士、通訳などを業とするには許可が必要である。

社会保障に対する権利（第19条）は、各人に尊厳ある生活を保障するものとされる。この権利に関連して、最高行政裁判所は、この権利は、何もせずに政府の保護のみに頼ることを期待する権利までも含むものではないと判示した（KHO 2000:16）。この権利を具体化する法律として、「福祉サービスの利用者の地位及び権利に関する法律（Laki sosiaalihuollon asiakkaan asemasta ja oikeuksista）」（2000年法令第812号）が定められている。この法律は、社会福祉サービスを担当する公的機関に対して、サービスの利用者にかかる

(14) 当時、地方選挙においては、財産に応じて投票数が変わる加重投票制が残っていた。

(15) 選挙権年齢は、1906年の普通平等選挙権導入の際は24歳であった。その後国会規則が制定され、1944年の改正で21歳へ、69年に20歳へ、72年に18歳へ引き下げられた。

人間の尊厳、自己決定の権利、信条とプライバシーの尊重を要請することで、憲法上の社会権の意味と価値を明示している。⁽¹⁶⁾

文化的な権利（*sivistykselliset oikeudet*）に関し、基本法第16条では、まず無償の基礎教育が明記されている。さらに、能力と特別の必要に応じて基礎教育以外の教育を受け、及び自らを発達させるための平等な機会が保障されている。公権力が提供する基礎教育を受ける義務については、法律に委任されており、「基礎教育法（*Perusopetuslaki*）」（1998年法令第628号）並びにこれを受けた「基礎教育令（*Perusopetusasetus*）」（1998年法令第852号）、「全国教育目標及び基礎教育時限に関する政令（*Valtioneuvoston asetus perusopetuslaissa tarkoitettun opetuksen kansallisista ja perusopetuksen tuntijaosta*）」（2001年法令第1435号）において、全ての児童・生徒を対象とする必修教科とその時間数が定められている。選択科目は、自治体や学校自身で設定することが可能である。基礎教育の義務的实施主体は国家で、フィンランドではほとんどの学校が公立である。基礎教育法では、自治体は区域内に居住する7歳以上の子供に基礎教育を提供する義務を負うことが定められている。ただし、基本法では、公的な教育の提供の義務を定めてはいるが、具体的な内容や方法までは定めておらず、教育の平等は、地域による極度の教育の質の違いなどを防ぐにとどまっている。また、文化的な権利には学問と高等教育の自由も含まれる。学問の自由は、研究者にとっては研究対象と方法の選択の自由を意味し、高等教育の自由は、高等教育の教員にとっては自らが最適と考える内容と方法で教える自由を意味している。

(5) 集団的権利

集団的権利には、言語に対する権利、先住民族・少数民族の権利、環境に対する権利が含まれる。

言語に対する権利（第17条）では、まず公用語をフィンランド語とスウェーデン語とし、裁判及び公的機関の業務においては、希望するいずれかの言語で公的文書を受け取り、コミュニケーションする権利を保障される⁽¹⁷⁾。このように、基本法上は公的機関における両言語の使用を保障しているが、この規定を受けて制定されている「言語法（*Kielilaki*）」（2003年法令第423号）においては、この権利の完全な保障は国の機関に限定されており、クンタのレベルでは、どちらかの言語が少数の場合、両方の言語を使用する権利は制限されている⁽¹⁸⁾。

先住民族であるサーミ（*Sámit*）⁽¹⁹⁾及びロマ（*Roma*）などの少数民族の言語と文化を維持・発展させる権利も基本法上で規定された権利である（同条第3項）。「サーミ言語法（*Saamen*

(16) Husa, *op.cit.*(1), p.188.

(17) スウェーデン統治下のフィンランドでは、公用語はスウェーデン語であり、フィンランド語が公用語として認められたのは、1863年のことである。以降、スウェーデン語話者の数は減少し続け、2012年末の時点でフィンランドに住むスウェーデン語話者は5.36%であった。

(18) 少数言語話者が8%又は3千人以上のいずれかを超えると、自治体は2言語使用自治体として位置付けられるが、それ以外の場合又は少数言語話者が6%を下回るといずれかの言語のみを使用する自治体となる。2言語使用自治体の場合は、自治体職員は両方の言語を十分運用できる能力が必要となり、その自治体では全てのコミュニケーションを両方の言語で行うことができる。

(19) サーミ語による表記。（フィンランド語ではサーミ人は *saamelainen*、サーミ語は *saame.*）

kielilaki)」(2003年法令第1086号)によると、指定された自治体区域⁽²⁰⁾の公的機関では、サーミの母語であるサーミ語で行政サービスを利用できると規定されている⁽²¹⁾。また、サーミ文化の自治の権利として、文化に関する意思決定は、選挙によるサーミ代表機関であるサーミ議会において決定できる。なお、フィンランドは、すでにデンマーク、ノルウェーが批准しているILOの独立国における原住民及び種族民に関する条約(第169号条約)を批准していない。これは、土地所有権及びトナカイの放牧権、漁業権・狩猟権に関する問題が残されているからである。

環境については、具体的な権利ではなく、公権力の努力義務を定めている。また、全ての人に環境に対する責任があることを定めている。(第20条)

3 統治機構

基本法は、国家権力を、立法権、行政権及び司法権の3つに分けた上で、それぞれを議会(eduskunta)、大統領及び内閣(valtioneuvo)並びに裁判所が行使する旨を明記し(第3条)、権力分立の原理を採用している⁽²²⁾。また、議会が信任する内閣と国民の直接選挙により選出された大統領が行政権を分担する半大統領制をとっている。

フィンランドでは、実質的に議会が首相と内閣を選ぶ議会主義をとりながら、同時に強力な大統領制度が並存してきた。大統領が議会の可決した法律に対する拒否権や内閣任命権、無制限の再任権等を持つ強力な大統領制度は、1919年に制定された政体法において導入された。これは、当時の少数派政権が不安定であったために、大統領に強力な権限を持たせて安定的な行政運営を継続する必要があったからであった⁽²³⁾。しかし、第二次世界大戦や冷戦時代を経て、1980年代以降大統領の権限は弱められている。その背景として、それまで不安定で短命であった連合政権が安定的になっていったことや、欧州連合への加盟やソヴィエト連邦の解体によって、強いリーダーシップやその他の個人で行使する強力な権限を大統領に求めなくなっていったことが挙げられる⁽²⁴⁾。さらに、1990年代以降、大統領の権限は徐々に首相へと移行されている⁽²⁵⁾。

(20) フィンランド北部に位置する、エノンテキオ、イナリ、ソダンキュラ及びウツヨキの4つのクンタ。

(21) 2013年の統計では、サーミ語話者は、約1,900人であり、フィンランド人口の0.04%であった。(フィンランド統計センター・ウェブサイト <http://www.stat.fi/til/vaerak/2013/vaerak_2013_2014-03-21_tau_001_fi.html>)

(22) これには、基本法第2条第1項(国家権力は、国民に帰属し、議会が国民を代表する)の規定と矛盾するという指摘もある。Husa, *op.cit.*(1), p.45.

(23) 議会が台頭する社会主義勢力に対して危機感を感じた政府が強大な権力を確保するための一つの策であった。1917年の独立後、フィンランドはすぐに内戦を経験する。ソヴィエト連邦からの支援を受けた赤衛軍(人民軍)と政府軍(白軍)の間での内戦は、1918年に赤衛軍が敗れて終結した。しかし、議会においてはなおも社会主義勢力が台頭していたため、ときに議会よりも強大な権力を行使し得る大統領を置くことが必要であった。結果として、政体法は、実質的にこれまでの君主制に代えて大統領を置く構造をとった。

(24) Husa, *op.cit.*(1), p.48; 遠藤 前掲注(1), p.209.

(25) ウルホ・ケッコネン(Urho Kekkonen)大統領は、1956年から1981年までの4期25年間にわたって、ソヴィエト連邦から度重なる圧力を受け、そのたびに強力なリーダーシップを発揮して難局を切り抜けてきた。このケッコネン大統領時代に首相を務め、その後大統領職を引き継いだマウノ・コイヴィスト(Mauno Koivisto)が、自らの任期中(1982-94年)に大統領の権限縮小に着手した。

(1) 立法

ここでは、立法手続並びに立法権を有する議会の構造及び機能について述べる。

(i) 立法手続

法案提出権は、政府及び国会議員（第70条）並びに国民（第53条第3項）にある⁽²⁶⁾。通常、所管省庁が法案準備を行う。法案のほとんどは、政府提出法案である。所管省庁が作成した法案は、その施行令等とともに内閣での審議にかけられる⁽²⁷⁾。原則として、重要性の高い法案については、事前に政府、政党及び利害関係者が加わった委員会やワーキンググループを組織して、起草が行われる。その後、政府が実施する公聴会や意見聴取などによって、市民を含む利害関係者の意見を法案の内容に反映させる。

政府が準備した法案は、内閣において決定後、政府提案（hallituksen esitys）として議会へ提出される。通常の法案は、議会の本会議において提案の説明後に付託討論（lähetekeskustelu）が行われ、各委員会⁽²⁸⁾へ付託される。委員会は、専門家や政府職員の見解を聴いて議会に報告書を提出する。議会はそれを受けて2度の審議（読会）にかける。第1読会では委員会の報告書について審議した後、法案の内容について議決し、第2読会では法案の可否について議決を行う（第72条）。通常の法案に関する議決は、単純多数による（第41条第2項）。

大統領は、議会が可決した法律を認証し、議会が施行日を決めていないものについては大統領が決定する。可決された法律が議会から大統領に送付された後3か月以内に大統領が認証しない場合、法律は議会に返付される。議会が内容を変更することなく再可決した場合は、法律は大統領の認証なく施行される。（第77条）⁽²⁹⁾

(ii) 議会の構成と議員の選出

議会は、1院制であり、200名の議員で構成される（第24条第1項）。議員は4年の任期で（同項）⁽³⁰⁾、秘密投票による比例代表制の直接選挙において選出される（第25条第1項）。国内は12以上18以下の選挙区に分けられ（同条第2項）、各選挙区では複数の議員を選出する。さらにオーランド諸島が一つの選挙区として1人の議員を選出する。2011年4月に行われた選挙では、オーランド諸島を含め15の選挙区が設定され、オーランド諸島を除き6人から35人の議員が選出された。選挙権・被選挙権ともに18歳以上のフィンランド国民が有し、行為能力を有しない者には被選挙権がない（第14条第1項及び第27条第1項）。登録された政党と法律で定める人数の投票権者（投票権者団体）が候補者を擁立することができる（第25条第3項）⁽³¹⁾。投票は比例名簿の当選順位を決めない非拘束名簿方式で、投票

(26) その他、オーランド県議会（第75条第2項及びオーランド自治法（後述(5)参照）第22条）及び福音ルーテル教会（第76条第2項及び「教会法（Kirkkolaki）」（1993年法令第1054号）第2章第2条）も、一定の法案提出権を有する。

(27) なお、命令の制定権者は、大統領、内閣及び省である（第80条第1項）。

(28) 2013年末現在、議会には15の常任委員会が設置されている。委員会の構成は、議会の党派構成が反映される。委員会の人数は通常17名で、加えて9名の委員代理を選ぶ。ただし、財務委員会（21名）、監査委員会（11名）、大委員会（25名）は異なる人数が定められている。

(29) 立法手続の詳細については、フィンランドの総合法令サイト finlex の立法手続に関する解説ページ（Lainvalmistelun prosessiopas）<<http://lainvalmistelu.finlex.fi/>> を参照。

(30) ただし、任期満了前の議会選挙があり得る（第26条）。

(31) 「選挙法（Vaalilaki）」（1998年法令第714号）により、100人以上と定められている。

者は候補者名簿から各候補者に付された番号を投票用紙に記入する。議席はドント方式によって各政党及び投票権者団体が擁立した候補者に割り振られる。

なお、在外選挙は1975年選挙から導入され、2011年の選挙では在外投票の投票総数に占める割合が10%を超えた。期日前投票も1991年選挙以降40%近くを占めており、2011年選挙では45%であった。

(iii) 議会期と会期

議会は、選挙結果が確定されてから、次の議会選挙が実施されるまで引き続く。議会は通常4つの会期（*valtiopäivät*）に分けられ、最後の会期が終わると議会期が終了する。議会期の終了は、大統領の宣言による。ただし、議長には議会期の終了後に議会を再招集する権限がある（第33条）。再招集制度は実行されたことがないが、議会期終了後の大統領の権限行使について議会が監視することを可能にすることを目的としているとされる⁽³²⁾。なお、議会の解散は、首相の理由を付した発案があった場合に、議会同派の意見を聴いた上で、大統領が決定する（第26条第1項）。

(iv) 議会と議員の地位、議長の選出

議会の議事及び運営の手續に、裁判所、内閣、大統領が介入することはできない。

議員には一定の不逮捕特権や議会活動における免責特権がある（第30条）。他方、議会は、議員が本質的かつ反復的にその職務を怠った場合には、基本法委員会の意見を聴いて、投票の3分の2以上の支持を得た議決により、該当する議員を罷免し、又は議員職務を停止させることができる（第28条第3項）ほか、議員が故意の犯罪による拘禁刑等に処する旨の執行可能な判決を受けた場合には、当該議員の留任の可否について調査した上で、一定の要件を満たすときは、同様の手續により当該議員の職務の終了を宣言することができる（同条第4項）。

議員は、欧州議会の議員に選出されたときに、その期間は議員代理において職務から離れることができる（第28条第1項）。また、大統領や法務長官など高位の公職に就任した場合は失職する（第27条第3項）ほか、病気など合理的な理由がある場合は辞職することができる（第28条第2項）。

議長（*puhemies*）には、本会議を招集し、審議する議案を調整する権限（第42条第1項）、議会期の終了後の議会招集権（第33条第2項）に加え、組閣についての事前の助言権（第61条第2項）がある。議長及び副議長は秘密投票により議会が選出する。しかし、実際には政党が議会内で形成する議会同派間の事前交渉で決まる。議長は慣例的に首相以外の政党から選ばれる。

(v) 国民投票と直接民主主義

一般的な国政選挙のほかに、国民が意見を直接表明する機会として、第53条に規定する国民投票（*kansanäänestys*）と国民発案（*kansalaisaloite*）がある。国民投票は、諮問的にすぎず、その結果に法的拘束力はないが、事実上の拘束力があるとされている。諮問的

⁽³²⁾ Husa, *op.cit.*(1), p.56.

国民投票は、独立後2回行われている。1つは禁酒法の廃止について（1931年）⁽³³⁾で、2つ目は欧州連合加盟を問うもの（1994年）であった。欧州連合加盟の国民投票では、賛成票が56.9%、反対票が43.1%を占めた。その後、議会における採決では152対45で加盟が可決された。諮問的国民投票には、このように政治的意思決定を補強する機能がある。しかし、一方で代表制民主主義の原則に反するという批判もある⁽³⁴⁾。

一方、国民発案は、2011年の基本法改正において新たに導入され、2012年3月から施行されている。国民発案は、既存の法律の改正や廃止についても行うことができる。国民発案は、法案を作成することから始まる。法案の作成後、6か月の間に5万人以上の支持者の署名を集めた場合、議会の審議に付される。作成した法案は、法務省のウェブサイト上で公表することができ、署名は、紙で集めることも、ウェブサイトを通じて電子的に集めることもできる。

(vi) 法案の基本法適合性の審査

議会の基本法委員会は、法案の基本法適合性を審査する（第74条）。これは、ロシア帝国の自治大公国の時代の慣習にさかのぼる。1995年の基本法群改正まで具体的な定めはなかったが⁽³⁵⁾、1990年の欧州人権条約批准以降、基本法適合性の審査を明確化する機運が高まり、基本法群改正の際に、国会規則で、政府提案の違憲性と政府提案の国際人権条約との適合性について基本法委員会が正式な意見書を提出することができるようになり、この規定が現行の基本法に引き継がれている。

(2) 行政

行政権は内閣と大統領の両者が行使する（第3条第2項）。首相と大臣で構成される内閣は、法案の作成、行財政を担当し、実質的な政治権力を担っている。首相は議会により選出され、議会に対して責任を負う。一方、大統領は国民の直接選挙により選出される。大統領は、内閣の決定案について最終決定をするが、拒否権はない。外交政策は大統領の担当事項であるが、内閣の協力を得て行う。大統領の実質的な政治的影響力は1980年代以降弱まり、象徴的な存在となりつつある。

(i) 内閣（*valtioneuvosto*）

内閣は、首相とその他の大臣で構成される（第60条第1項）。内閣の構成員はその公務について議会に責任を負い（第60条第2項）、議会の信任を得ていなければならない（第3条第2項）。

内閣の形成（組閣）過程は次のとおりである（第61条第1～3項）。選挙後、まず各議会会派は、政府の綱領（*hallitusohjelma*）と内閣の構成についての交渉に入る。この過程で、新政府の綱領の策定と首相選出の合意形成が図られていく。首相候補者は、会派による交渉結果に基づき、議長の見解を聴いた上で大統領が指名するが、相対多数連合政権を形成

⁽³³⁾ ただし、この時点では国民投票は基本法群には規定されていなかった。国民投票が国会規則に規定されたのは、1987年のことである。

⁽³⁴⁾ Husa, *op.cit.*(1), pp.75-77.

⁽³⁵⁾ *ibid.*, p.79.

できない場合を除いて、首相候補者の指名に大統領の介入の余地はほとんどない。大統領が指名した首相候補者について、議会で記名投票が行われ、投票の過半数を得れば、大統領により首相に任命される。これは事実上の信任投票と言える。首相候補者が過半数を得られなかった場合、もう一度同一の手続が繰り返される。新たな首相候補者も投票の過半数を得られなかった場合には、議会で首相選挙（*pääministerin vaali*）が行われ、最多得票者が首相に選出される。首相に選挙された者は、内閣の構成案を作成し、大統領はこの構成案に基づき大臣を任命する。首相及び大臣は、国会議員である必要はない。内閣が形成されると、政府の綱領が発表される。

なお、内閣不信任案は、大質問⁽³⁶⁾の討論中、又は内閣が議会に提出した国政若しくは国際関係に関する声明の討論中に提出することができる（第43条第2項及び第44条第2項）。

(ii) 大統領

大統領は、直接選挙で選出され、任期は6年で引き続き再選は一度限りである（第54条第1項）。選出過程は次のとおりである。まず、大統領は生来のフィンランド国民であることが要件である（同項）。大統領候補者を擁立できるのは、議会に議席を有する政党と2万人の投票権者である（同条第3項）。大統領選挙は、選挙の年の1月の第4日曜日に行われる⁽³⁷⁾。この選挙で投票の過半数を得た候補者が大統領に選出される（同条第2項）。過半数を得た候補者がいない場合には、2回目の投票が行われる。2回目の投票は1回目の投票の上位2名について行われ、相対多数の票を得た候補者が大統領に選出される（同項）。候補者が1名の場合には、無投票当選となる（同項）。選挙が実施された翌月の1日に、大統領は議会において宣誓を行い、就任する（第55条第1項及び第56条）。

外交政策は、内閣の協力を得て、大統領が指揮するが、国際義務及びその破棄の承認並びに国際義務の施行の一部は議会の決定事項であり、戦争及び講和について大統領が決定する際にも議会の同意が必要とされる（第93条第1項）。また、大統領は、防衛軍の最高指揮官である（第128条第1項）。

その他、大統領は、法律を認証し（第77条第1項）、議会の解散（任期前選挙の実施決定）（第26条第1項及び第58条第3項第2号）、首相及び大臣の任命（第58条第3項第1号及び第61条）、担当事項の命令の制定（第80条第1項）、恩赦（第58条第3項第3号及び第105条第1項）、軍の動員命令（第129条）などを行う。

(iii) 政策形成

法案の多くは政府提案である。政府提出法案とその説明書の準備は、所管の大臣と省庁が担当する。法律案、予算案その他の議会の審議案件はほぼ原案通り決定されることが多いため、実質的な政策形成は内閣と各省庁で行われているといえる。内閣には、重要事項の実質的な審議を行うために、首相を委員長とする4つの大臣委員会（*ministerivaliokunta*）（外交・安全保障政策大臣委員会、EU大臣委員会、財政問題委員会（*raha-asiainvaliokunta*）、

⁽³⁶⁾ 大質問は、20人以上の国会議員により、内閣又は大臣に対して、その所管事項について提出することができる。内閣は、これに対して本会議において15日以内に答弁しなければならない。（第43条第1項）

⁽³⁷⁾ 選挙法第127条第1項。

財政政策大臣委員会) が内閣規則により設置されている⁽³⁸⁾。

内閣は、水曜日に財政問題委員会を開催し、木曜日に基本法に定める総会（閣議）、金曜日に大統領に対する説明⁽³⁹⁾を行っている⁽⁴⁰⁾。また、大臣は、内閣規則で定める4つの大臣委員会以外に特に設置される委員会及びワーキンググループの会議に出席するほか、総会前事前会合(iltakoulu)に参加する。総会が基本法に定める正式な会議であるのに対し、総会前事前会合は非公式な懇談会であるが、総会の前日である水曜日の晩に開催され、総会に向けた実質的な議論が行われる⁽⁴¹⁾。

(iv) 財政

予算は、政府が調製し、当該予算の前年度の適切な時期に議会へ提案することが基本法に定められている（第83条第2項）。予算には、歳入の見積り及び歳出に充てる経費並びに経費の用途及びその他の予算の根拠が組み込まれる（第84条第1項）。補正予算制度（第86条）によって、予算の修正が可能である。予算内容は、実際には連合政権内の交渉によって議会提出前に合意形成が図られているため、議会における少数意見が反映されにくいとされる。

予算の調製過程は以下のとおりである。政府の示す次年度予算方針に沿って、前年の春から各省庁の部局において積算作業を始める。各省庁で積み上げられた予算は、財務省（*valtiovarainministeriö*）との折衝を経て、夏頃に政府内で細部までまとめ上げられる。予算案は、毎年9月半ば頃に議会へ提出される。その後、本会議において付託討論が行われ、財務委員会に付託される。議員は、予算案の提出の通知を受けた後の10日目の正午までに⁽⁴²⁾ 予算発議を提出することができる（第39条第2項第2号）。例年900から1,500近くの予算発議が提出される。また、予算案に関連する法律案も提出され、並行して各委員会へ付託される。財務委員会での審査は、8つの小委員会に分散され、専門家の意見聴取などの詳細な検討を含めて12月初頭まで行われる。委員会審査後、予算案は本会議に戻り、委員会の報告書を基に本会議において審議される。予算案は、1回の審議（読会）において可決される。

なお、国家財政の決定権は議会にある（第3条第1項）。租税法律主義をとり、税法には納税義務と納税額の基準を定めなければならない（第81条第1項及び第121条第3項）。また、議会に附属機関として会計検査院（*Valtiontalouden tarkastusvirasto*）が設置され（第90条第2項）、公会計及び予算の適正な執行を監視する機能を持っている。

(3) 司法

(i) 裁判所の構成

司法権は独立した裁判所が行使する（第3条第3項）。裁判は、民事裁判、刑事裁判、行

(38) 「内閣規則（*Valtioneuvoston ohjesääntö*）」（2003年法令第262号）第25～28条。

(39) 所管の大臣が大統領に対して決定案の説明を行う（第58条第4項）。

(40) フィンランド政府ウェブサイト <<http://valtioneuvosto.fi/tietoa-valtioneuvostosta/perustietoa/fi.jsp>>

(41) Saraviita, *op.cit.*(6), pp.193-194.

(42) 議事規則第20条第2項。

政裁判の3種類に分かれる。民事裁判及び刑事裁判は通常裁判所で行われ、行政裁判は行政裁判所で行われる（第98条）⁽⁴³⁾。民事及び刑事裁判の第1審は、全国に27か所ある地方裁判所で行われ、一定の刑事事件については、裁判員（lautamies）が審理に参加する⁽⁴⁴⁾。第1審の裁判に対する上訴は6か所の高等裁判所にすることができる。民事及び刑事事件における最高位の司法権は最高裁判所が行使する。行政裁判は、第1審は行政裁判所で行われ、その上訴は最高行政裁判所にすることができる。

その他、特別裁判所として、公正取引事件を処理する市場裁判所（markkinaoikeus）、労働裁判所（työtuomioistuin）、社会保障裁判所（vakuutus oikeus）、弾劾裁判所（valtakunnanoikeus）が設置されている。また、土地権利裁判は8か所の地方裁判所で処理される。

(ii) 裁判官の任命及び身分保障

裁判官（tuomari）は、法学修士（oikeustieteen maisteri）であるフィンランド国民であることが求められる。能力と政治的中立性を基準に裁判官選出委員会が指名した者を共和国大統領が終身裁判官に任命する。終身裁判官制度は、権力分立の理念のもとに司法判断への政治的影響力を排除することを目的としている。裁判官は、裁判所の判決によらずに失職を宣告されることはない（第103条第1項）。定年又は職務遂行能力が失われた場合における裁判官の退職の義務については、法律で定めることとされている（同条第2項）。

(iii) 弾劾裁判所

弾劾裁判は、大臣、法務長官、議会オンブズマン、最高裁判所裁判官、最高行政裁判所裁判官の職務の合法性について行われる（第101条第1項）。現行の基本法によるものではないが、過去、1933年、1953年、1961年、1993年の4回行われている。

大臣、法務長官及び議会オンブズマンが公務に関して違法な行為を行った場合における訴追は、基本法委員会の意見を聴いて、議会が決定し、検事総長が実施する（第114条及び第117条）。最高裁判所裁判官及び最高行政裁判所裁判官が公務に関して違法な行為を行った場合における訴追は、法務長官又は議会オンブズマンが決定する（第110条第1項）。弾劾裁判所は、最高裁判所長官を裁判長とし、最高行政裁判所長官並びに高等裁判所裁判官のうち最も在職年数の長い者3名及び議会が4年の任期で選出した5名の構成員で構成される（第101条第2項）。

(iv) 違憲審査制

1919年の政体法では、法律が一度大統領によって認証されれば違憲性を審査する機関はなく、これについては批判の声が上がっていたが、1999年の基本法において、司法による違憲審査が可能となった。付随的違憲審査制が採用され、裁判における法律の適用において、その法律に明らかな違憲性がある場合には、適用を拒否することができることとされている（第106条）。

(43) 行政裁判所を持つのは、北欧諸国ではフィンランドとスウェーデンのみで、スウェーデン統治下の1734年に制定された「裁判法典（Oikeudenkäymiskaari）」（1734年法令第4号）に由来する（現在も適用されている）。

(44) 裁判員は、2人であり、25歳以上63歳以下のフィンランド国民であることが要件とされる。裁判員の任期は4年である。Oikeus.fi（司法省等が運営するウェブサイト <<http://www.oikeus.fi/fi/>>）参照。

(4) 合法性の監督

法務長官(oikeuskansleri)と議会オンブズマンは、合法性の監督機関の最高位とされる⁽⁴⁵⁾。いずれも、優れた法律専門家でなければならないとされている(第69条及び第38条)。

法務長官は、内閣に附置される(第69条)。大統領が任命し(同条)、大統領、政府及び公的機関、公法人その他の公的業務を遂行する者、裁判所(第108条第1項)、弁護士(法律家asianajaja)の活動について法的監督を行う⁽⁴⁶⁾。さらに、大統領、首相、大臣等の求めに応じて、又は内閣の会議等に出席し(第111条第2項)、法的問題についての助言を行う(第108条第2項)。法務長官は、毎年活動内容の報告を行う。活動報告は、政府及び議会の双方に対して提出される(同条第3項)。なお、1996年に検事総長(valtakunnansyyttäjä)が設置されるまで、最高位の検察官の職務は法務長官が担っていた。

議会オンブズマンは、議会に設置された法的監督機関であり、4年の任期で(第38条第1項)、基本法委員会において候補者を審査し、議会の秘密投票によって選出される⁽⁴⁷⁾。議会期とは連動しない。議会オンブズマンは、裁判所や公的機関等の法律の遵守と義務の履行について、自身の判断又は国民の苦情(kantelu)に基づき、調査し見解を示し、法的な監督を行う。議会オンブズマンも議会に対して年次報告を提出する(第109条第2項)。

(5) 地方自治とオーランド

フィンランドの地方統治構造は一層制で、基礎自治体であるクンタのみから成る⁽⁴⁸⁾。クンタには自治が保障され、課税権がある(第121条第1項及び第3項)。ただし、国家はクンタの任務を法律で定めることができる(同条第2項)。実際には、主に基礎医療、社会福祉、基礎教育、文化活動、域内の都市計画・管理等が、各法律に基づきクンタの事務とされる。1990年代までに、分権化改革により、これらの事務の実施に当たってクンタに多くの裁量権が委ねられるようになった。サービスの内容、調達方法等はクンタが自由に決定できる。しかし、これら法定事務の実施はクンタの義務とされ、実施しない自由はクンタにはない。

「クンタ法(Kuntalaki)」(1995年法令第365号)によると、統治システムは次のとおりである。住民の直接選挙によって選出されたクンタ議会(kunnanvaltuusto)から、クンタ参事会(kunnanhallitus)を設置し(クンタ法第17条第2項)、参事会は行政の執行責任を負う(同法第23条第1項)。さらに、クンタ議会はクンタ管理者(kunnanjohtaja)を選挙し、管理者は参事会の下で活動し(同法第24条第1項)、行政管理を全面的に担う。クンタ管理者は、クンタと公勤務関係にあり(同項)、地方行政のエキスペートから公募で選ばれ

(45) 法務長官ウェブサイト<http://www.okv.fi/oikeuskansleri/oikeuskansleri_yleista/>

(46) 「法務長官法(Laki valtioneuvoston oikeuskanslerista)」(2000年法令第193号)第1条。

(47) 議会オンブズマンウェブサイト<<http://www.oikeusasiamies.fi/Resource.phx/ea/oikeusasiamies/apulaisoikeusasiamiehen.htm>>

(48) 2014年1月1日現在のクンタの総数は、320である。フィンランドの自治体協会(Kuntaliitto)ウェブサイト<http://www.kunnat.net/fi/kunnat/toiminta/perustiedot/Diasarjat/%20kuntien/%20toiminnasta/Diasarja_kuntien_toiminnasta_2014_suomi.pdf>

る⁽⁴⁹⁾。2006年からは、クンタ議会がクンタ管理者の代わりにクンタ長（pormestari）を選挙することも可能になった。クンタ長は、クンタの公選職員でなければならない（同項）。

オーランド（Åland）は、フィンランド本土とスウェーデンの間のバルト海に点在する6千以上の島々から成る諸島である。住民のほとんどがスウェーデン語話者で、フィンランドの独立にあたってスウェーデンへの帰属を求めたが、1921年に国際連盟の裁定によりフィンランドへの帰属が決まった⁽⁵⁰⁾。オーランド諸島には16のクンタがあり、これらクンタの集合体がオーランド県を構成し、オーランド県の自治が基本法で保障されている（第120条）。「オーランド自治法（Ahvenanmaan itsehallintolaki）」（1991年法令第1144号）では、課税、教育、貿易、文化、環境保護、通信、郵便について規定されている。

4 安全保障

(1) 防衛軍と動員

基本法では、全てのフィンランド国民が祖国の防衛又はその支援に参加する義務を有することを定めている（第127条）。フィンランドは防衛軍を保持し（第128条第1項）、18歳以上の男性には兵役義務がある⁽⁵¹⁾。軍の最高指揮官は大統領であり（同項）、軍の動員について決定するが、軍の動員の提案は内閣が行う（第129条）。

(2) 非常事態

フィンランドに対する武力攻撃時及び国民を深刻に脅かす非常事態であって、法律で定めるもの際には、法律で、又は法律において特別な理由について定められ、かつ、適用範囲を厳格に限定された授権に基づいて発せられた政令で、基本権に関する例外を定めることができる（第23条第1項）。政令で定める場合には、当該政令は、遅滞なく議会の審議に付されなくてはならない（同条第2項）。

III 憲法改正手続

1 総論

フィンランドの基本法改正は、総選挙を挟んだ2回の議決を必要とし、第2回の議決には特別多数が必要とされており、国民投票は必要でないものの、硬性度が比較的高い。しかし、2000年の施行以降2014年までに、既に3回の改正が行われている。

(49) アメリカ合衆国のシティマネージャー制度に類似している。

(50) 1920年に議会がオーランド自治法を制定したが、オーランド諸島の住民はこれを拒否し、国際連盟の裁定に委ねられた。裁定後、自治法が受け入れられ、1922年に初のオーランド議会選挙が行われた。Tore Modeen, “The International Protection of the National Identity of the Åland Islands,” *Scandinavian studies in law*, Vol.17, 1973, pp.175-210.

(51) 「兵役義務法（Asevelvollisuuslaki）」（1950年法令第452号）第9条。

2 憲法改正の手續

基本法の制定又は改正に関する提案を可決するには、当該提案について、第2回の審議(読会)において、投票の過半数により議決し、次の選挙後の議会まで未決とし、選挙後の最初の会期において、投票の3分の2以上の賛成が必要とされる(第73条第1項)。

緊急に改正する必要がある場合には、議会は、6分の5以上の賛成で緊急改正のための宣言をした上で、当該議会期において投票の3分の2以上の多数で改正することができる(同条第2項)。

なお、基本法に対する限定的な例外を定める例外法(前述 I 4(2)参照)の制定手續も、基本法の制定・改正の場合と同じである。

IV 結語 一最近の憲法的諸課題

1 政府部内における権限関係

基本法第3条によると、行政権は大統領及び内閣によって行使される。また、第58条第1項及び第2項によると、大統領は内閣の決定案について決定を行い、大統領が内閣の決定案に従って決定しなかった場合には、案件は内閣の策定段階に戻される。制定当初の基本法は、大統領と内閣の見解が一致しない場合の解決方法をこれ以上示すことはなく、基本法起草者が与えた問題解決の唯一の解答は、両者の間の交渉によって妥協を見出すことであった⁽⁵²⁾が、2011年の基本法の改正により、立法的な解決が図られた。すなわち、改正後の第58条第2項によると、大統領が案件について内閣の決定案に従って決定せず、案件が内閣の策定段階に戻された場合、内閣は、法律の認証、公職への任命又は職務の命令に関する案件以外の案件について、議会に対して報告を提出することができ、当該報告を受けて議会が採択する意見に従い、当該案件について決定がなされることとなった。ただし、それは内閣がその旨を提案した場合に限られることとされた。

2 直近の基本法改正

最近の基本法改正は、2011年11月4日法令第1112号によるものであり、2012年3月1日から施行された。政府提案書(HE 60/2010)によれば、その主な目的は、①議会主義の強化、②市民の政治に対する影響力の強化、③欧州連合の活動における首相の代表者としての地位の明確化、④欧州連合に関する基本法の規定の整備、⑤国際機関への決定権の移譲に関する手續の明確化、⑥非常事態時における基本権の保障に関する規定の見直しの6点であった。

①については、前記1にあるとおり、大統領と内閣の間で見解の相違があった場合に、

⁽⁵²⁾ Saraviita, *op.cit.*(6), p.183.

議会が解決策の方針を示すこととする改正等が行われた（第58条第2項）。

②については、国民発案の規定が追加された（第53条第3項）。

③については、首相が欧州理事会においてフィンランドを代表することを定める規定が追加された（第66条第2項）。

④については、フィンランドが欧州連合の加盟国である旨を定める規定が追加された（第1条第3項）。

⑤については、議会の3分の2の多数の賛成が必要とされる条約等のカテゴリーとして、フィンランドの主権の観点から重要な権限を欧州連合や国際機関等に移譲するものが追加された（第94条第2項）。

⑥については、非常事態において法律のみならず、政令によっても基本権に対する例外を規定することが可能となった（第23条）。

フィンランド基本法翻訳の出典・参考文献と凡例

<出典>

以下に掲げる翻訳は、フィンランド司法省が運営する総合法令サイト *finlex* に掲載された2012年3月1日現在の基本法のテキストに基づいて行ったものである。URLは次のとおりである。

<<http://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/1999/19990731>>

<参考文献（語彙集のみ）>

Riina Kosunen (toim.), *Valtioneuvoston sanasto*, Helsinki: Valtioneuvoston kanslia, 2004.

Seijaliisa Pylväs (toim.), *Budjettisanasto: Suomen valtion talousarvioon liittyviä keskeisiä käsitteitä*, [Helsinki]: Taloustieto, 2001.

Valtioneuvoston kanslia, *Valtioneuvoston asiakirjatyyppejä suomeksi ja englanniksi*, 17.3.2011.

<http://vnk.fi/documents/10616/343825/Valtioneuvoston_asiakirjatyypeja_suomeksi_ja_englanniksi.pdf/249c1d62-edbc-4370-af7a-b867f5f4a190>

<凡例>

本文中、丸数字で表した項番号及び [] は、訳者が補ったものである。

脚注は、改正履歴を除き、訳者が付したものである。

フィンランド基本法（1999年6月11日法令第731号）

Suomen perustuslaki

国会規則第67条に規定された方法による議会の決定に基づき、次に掲げるとおり定める。

第1章 国家体制の基礎

第1条 憲法

- ① フィンランドは、主権を有する共和国とする。
- ② フィンランドの憲法は、この基本法において確立される。憲法は、人間の尊厳の不可侵性並びに個人の自由及び権利を保障し、並びに社会における正義を増進する。
- ③ フィンランドは、平和及び人権の擁護並びに社会の発展のための国際協力に参加する。フィンランドは、欧州連合の加盟国とする。⁽¹⁾

第2条 民主主義及び法治国家原則

- ① フィンランドの国家権力は、国民に帰属し、集会した議会が国民を代表する。
- ② 民主主義には、社会及び個人の生活環境の発展に参加し、及び影響を及ぼす個人の権利が含まれる。
- ③ 公権力の行使は、法律に基づかなければならない。全ての公的活動において、法律は、厳格に遵守されなければならない。

第3条 国の任務の分担及び議会主義

- ① 立法権は、議会が行使し、また、議会は、国家財政について決定する。
- ② 行政権は、共和国大統領及び内閣が行使し、内閣の構成員は、議会の信任を得ていなければならない。
- ③ 司法権は、最高裁判所及び最高行政裁判所を終審とする独立の裁判所が行使する。

第4条 国の領域

フィンランドの領域は、不可分とする。議会の同意を得ずに国境を変更することはできない。

第5条 フィンランドの国籍

- ① フィンランドの国籍は、法律で詳細を定めるところにより、出生及び両親の国籍に基づき取得される。国籍は、法律に規定する基準に従い、届出又は申請に基づき付与することができる。
- ② 法律に規定する基準により、かつ、外国の国籍を保有し、又は取得することを条件とするのでなければ、フィンランドの国籍を失うことはない。

(1) 2011年11月4日法令第1112号により改正。

第2章 基本権

第6条 平等

- ① 人間は、法律の前において平等とする。
- ② 何人も、合理的な理由なく、性別、年齢、出身、言語、信仰、信条、意見、健康状態、障害又はその他の個人的事情に基づいて異なる取扱いをされてはならない。
- ③ 子供は、個人として同等に扱われなければならない。また、その成長に応じて、本人に關することに影響を及ぼすことができなければならない。
- ④ 両性の平等は、法律で詳細を定めるところにより、社会的活動及び労働生活、特に賃金及びその他の労働条件に関する決定において、促進される。

第7条 生命並びに個人の自由及び不可侵性に対する権利

- ① 何人も、生命並びに個人の自由、不可侵性及び安全に対する権利を有する。
- ② 何人も、死刑の宣告を受け、拷問され、又は人間の尊厳を侵害するその他の取扱いを受けてはならない。
- ③ 個人の不可侵性は、侵害されてはならず、また、恣意的に、又は法律で定める理由なく自由を剝奪されてはならない。自由の剝奪を伴う刑罰は、裁判所が科する。その他の自由の剝奪の合法性については、裁判所の審査に付することができる。自由を剝奪された者の権利は、法律により保障される。

第8条 罪刑法定主義

何人も、実行の時点において法律で可罰的であると定められていない行為に基づいて、有罪とされ、又は刑を宣告されてはならない。犯罪に対して、実行の時点における法律の規定よりも重い刑を宣告してはならない。

第9条 移動の自由

- ① フィンランド国民及び合法的に国内に滞在する外国人は、国内の移動及び居住地選択の自由を有する。
- ② 何人も、出国の権利を有する。この権利に対して、訴訟の遂行若しくは刑の執行又は兵役義務の履行を確保するために不可欠の制限を法律で定めることができる。
- ③ フィンランド国民は、帰国を妨げられ、国外に追放され、又は意に反して外国に引き渡され、若しくは移送されてはならない。ただし、フィンランド国民は、犯罪を理由として、若しくは訴訟のため、又は子の監護若しくは養育に係る決定の執行のために、人権及び法による保護が保障される国に引き渡され、又は移送されることがあることを法律で定めることができる。⁽²⁾
- ④ 外国人のフィンランドに入国し、及び国内に滞在する権利は、法律で定める。外国人は、死刑、拷問又は人間の尊厳を侵害するその他の取扱いを受けるおそれがある場合には、国外に追放され、引き渡され、又は送還されてはならない。

(2) 2007年8月24日法令第802号により改正。

第10条 私生活の保護

- ① 何人の私生活、名誉及び住居の平穏も、保障される。個人情報保護の詳細については、法律で定める。
- ② 信書、通話及びその他の内密の通信の秘密は、侵害されない。
- ③ 基本権の保障及び犯罪の捜査のために不可欠の住居の平穏に触れる措置について、法律で定めることができる。さらに、個人若しくは社会の安全又は住居の平穏を脅かす犯罪の捜査、訴訟及び保安検査並びに拘禁中において不可欠の通信の秘密に対する制限について、法律で定めることができる。

第11条 信仰及び良心の自由

- ① 何人も、信仰及び良心の自由を有する。
- ② 信仰及び良心の自由は、信仰を告白し、及び実践する権利、信条を表明する権利並びに宗教的共同体に所属し、又は所属しない権利を含む。何人も、その良心に反する信仰の実践に参加する義務を負わない。

第12条 表現の自由及び情報公開

- ① 何人も、表現の自由を有する。表現の自由は、事前に誰にも妨げられることなく、情報、意見及びその他の伝達事項を表明し、公表し、及び受け取る権利を含む。表現の自由の行使について、詳細は、法律で定める。子供の保護のために不可欠の視覚的プログラムに関する制限について法律で定めることができる。
- ② 公的機関の保有する文書及びその他の記録は、やむを得ない理由のためにその公開が法律で個別に制限されている場合を除き、公開される。何人も、公文書及び公記録から情報を得る権利を有する。

第13条 集会及び結社の自由

- ① 何人も、許可を得ないで集会及び示威行動を組織し、並びにこれらに参加する権利を有する。
- ② 何人も、結社の自由を有する。結社の自由は、許可なく団体を結成する権利、団体に所属し、又は所属しない権利及び団体の活動に参加する権利を含む。職業上の結社の自由及びその他の利益を擁護するために団結する自由も、同様に保障される。
- ③ 集会及び結社の自由の行使について、詳細は、法律で定める。

第14条 選挙及び参加の権利

- ① 18歳に達した全てのフィンランド国民は、国政選挙及び国民投票において投票する権利を有する。国政選挙における被選挙権については、この基本法の個々の規定が適用される。
- ② 全てのフィンランド国民及び国内に居住するその他の欧州連合市民であって、18歳に達したものは、法律の定めるところにより、欧州議会選挙において投票する権利を有する。⁽³⁾
- ③ 全てのフィンランド国民及び国内の永住外国人であって、18歳に達したものは、法

(3) 2011年11月4日法令第1112号により改正。

律の定めるところにより、クンタ⁽⁴⁾選挙及びクンタの住民投票において投票する権利を有する。その他の方法でクンタの運営に参加する権利については、法律で定める。

- ④ 個人が社会的活動に参加し、及び本人に関する決定に影響を及ぼす機会を促進することは、公権力の責務とする。

第15条 財産の保護

- ① 何人の財産も、保障される。
② 公共の必要のための完全な補償による財産の強制収用については、法律で定める。

第16条 文化的な権利

- ① 何人も、無償の基礎教育に対する権利を有する。教育を受ける義務については、法律で定める。
② 公権力は、法律で詳細を定めるところにより、何人に対しても、資力の欠如のために妨げられることなく、その能力及び特別の必要に応じて、基礎教育以外の教育を受け、及び自らを発達させるための平等な機会を保障しなければならない。
③ 学問、芸術及び高等教育の自由は、保障される。

第17条 自らの言語及び文化に対する権利

- ① フィンランドの国語は、フィンランド語及びスウェーデン語とする。
② 何人も、裁判所及びその他の公的機関において、自らの事項について、フィンランド語又はスウェーデン語のいずれかの自らの言語を使用し、並びに当該言語による公的文書を交付される権利を法律で保障される。公権力は、国内のフィンランド語使用者及びスウェーデン語使用者の文化的及び社会的な必要に等しく配慮しなければならない。
③ 先住民としてのサーミ人並びにロマ及びその他の集団は、自らの言語及び文化を維持し、及び発展させる権利を有する。公的機関においてサーミ人がサーミ語を使用する権利については、法律で定める。手話を使用する者並びに障害のために通訳及び翻訳の補助を必要とする者の権利は、法律で保障されなければならない。

第18条 労働に対する権利及び生業の自由

- ① 何人も、法律により、自ら選択した労働、職業又は生業によって生計を立てる権利を有する。公権力は、労働力の保護に配慮しなければならない。
② 公権力は、就業を促進し、及び労働に対する全ての人の権利の保障に努めなければならない。就業訓練に対する権利については、法律で定める。
③ 何人も、法律に基づく理由がなければ解雇されてはならない。

第19条 社会保障に対する権利

- ① 人間の尊厳のある生活に必要な保障を得ることができない全ての者は、不可欠の生活手段及び保護に対する権利を有する。
② 失業、疾病、労働能力の喪失及び老齢並びに子の出産及び扶養者の喪失による基本的生活手段の保障に対する権利は、何人に対しても法律で保障される。
③ 公権力は、法律で詳細を定めるところにより、何人に対しても十分な社会・保健サー

(4) 基礎自治体を意味する。

ビスを保障し、及び住民の健康を増進しなければならない。さらに、公権力は、子供の保護に当たる家族及びその他の者が子供の福祉及び個人の成長を確保できるように支援しなければならない。

- ④ 全ての人の住居に対する権利を促進し、及び居住の主體的な確保を支援することは、公権力の責務とする。

第20条 環境に対する責任

- ① 自然及びその多様性、環境並びに文化遺産に対する責任は、何人にも帰属する。
② 公権力は、何人に対しても、健康な環境に対する権利及び自らの生活環境に関する決定に影響力を及ぼす機会を保障するように努めなければならない。

第21条 法による保護

- ① 何人も、その関係する事件が法律に基づき管轄権を有する裁判所又はその他の公的機関において適切に、かつ、不当な遅滞なく審理される権利並びにその権利及び義務に関する決定が裁判所又はその他の独立の司法機関で審理される権利を有する。
② 審理の公開並びに審問を受ける権利、理由を付した裁判を受ける権利及び上訴の権利並びにその他の公正な裁判及び良好な運営の保障は、法律で確保される。

第22条 基本権の保障

公権力は、基本権及び人権の実現を保障しなければならない。

第23条 非常事態における基本権⁽⁵⁾

- ① 基本権について、法律で、又は法律において特別な理由について定められ、かつ、適用範囲を厳格に限定された授權に基づいて発せられた政令で、一時的な例外を定めることができ、この例外は、フィンランドに対する武力攻撃時及び国民を深刻に脅かすその他の非常事態であって、法律で定めるものの際に不可欠なものとし、かつ、フィンランドの国際人権に関する義務に合致するものとする。ただし、一時的な例外の基準は、法律で定めなければならない。
② 一時的な例外に関する政令は、遅滞なく議会の審議に付されなければならない。議会は、政令の効力について決定することができる。

第3章 議会及び国会議員

第24条 議会の構成及び議会期

- ① 議会は、1院制とする。議会には、200人の国会議員が所属し、国会議員は、4年の任期で同時に選挙される。
② 議会の任期は、議会選挙の結果が確定した時に始まり、次の議会選挙が実施された時まで継続する。

第25条 議会選挙の実施

- ① 国会議員は、直接選挙、比例代表制及び秘密選挙で選挙される。全ての投票権者は、

(5) 2011年11月4日法令第1112号により改正。

選挙において平等な投票権を有する。

- ② 議会選挙のために、フィンランド国民の人口に基づき国を12以上18以下の選挙区に分ける。さらに、オーランド県は、国会議員1人を選挙する選挙区を構成する。
- ③ 議会選挙において候補者を指名する権利は、登録政党及び法律で定める人数の投票権者が有する。
- ④ 議会選挙の期日、候補者の指名、選挙の実施及び選挙区については、法律で詳細を定める。

第26条 任期満了前の議会選挙の決定

- ① 共和国大統領は、理由を付した首相の発案に基づき、かつ、議会の会派の意見を聞いた上で、議会の会期中に任期満了前の議会選挙を実施することを決定することができる。この後、議会は、選挙の実施前にその任務を終える日を決定する。
- ② 任期満了前の議会選挙の後、議会がより早い集会の日を決定した場合を除き、選挙の決定が行われてから90日が経過した後の最初の月の初日に、議会は集会する。

第27条 被選挙権及び議員の資格

- ① 議会選挙において、行為能力を有しない者でない全ての投票権者は、被選挙権を有する。
- ② ただし、軍務に従事している者は、国会議員に選挙されることができない。
- ③ 法務長官、議会オンブズマン、最高裁判所又は最高行政裁判所の構成員及び検事総長は、国会議員になることができない。国会議員が共和国大統領に選挙された場合又は前段に規定する職に任命され、若しくは選挙された場合には、選挙され、又は任命された日をもってその議員の職が終了する。議員の職は、国会議員がその被選挙権を喪失した場合においても、終了する。

第28条 議員の職の中断並びに辞職及び解職

- ① 国会議員が欧州議会議員である間、議員の職の遂行は、中断する。その間は、その代理議員が、議員の職を遂行する。議員の職の遂行は、兵役義務を果たす間においても中断する。
- ② 議会は、免職の許可に合理的な理由があると認める場合には、国会議員の申出により、免職を許可することができる。
- ③ 国会議員が本質的かつ反復的に議員の職の遂行を怠った場合には、議会は、当該案件について基本法委員会の意見を得て、投票の3分の2以上をもって支持された議決により、[任期の]全期間又は一定の期間議員の職を解くことができる。
- ④ 国会議員に選挙された者が故意の犯罪による拘禁刑又は選挙に関する犯罪に係る刑に処する旨の執行可能な判決を受けた場合には、議会は、その国会議員としての留任の可否について調査することができる。犯罪が、判決を受けた者が議員の職に必要な信用及び尊敬に値しないことを示す場合には、議会は、基本法委員会の意見を得て、投票の3分の2以上をもって支持された議決により、その者の議員の職の終了を宣言することができる。

第 29 条 国会議員の独立

国会議員は、その職において正義及び真実に従う義務を負う。国会議員は、基本法を遵守する義務を負い、その他の指示に拘束されない。

第 30 条 国会議員の免責

- ① 国会議員は、その議員の職の遂行を妨げられてはならない。
- ② 国会議員は、投票の6分の5以上をもって支持された議決により議会が同意した場合を除き、会期において表明した意見又は議案の審議中の行為のために、訴追され、又は自由を剝奪されてはならない。
- ③ 国会議員の逮捕及び拘禁は、直ちに議会の議長に通知されなければならない。国会議員は、重大な理由により法定刑の下限が6月以上の拘禁刑に相当する犯罪を行ったことが疑われる場合を除き、議会の同意がなければ裁判の開始前に逮捕され、又は拘禁されない。

第 31 条 国会議員の発言の自由及び品行

- ① 国会議員は、議会において討論に付されたあらゆる案件及びその審議において自由に発言する権利を有する。
- ② 国会議員は、冷静沈着かつ品位をもって、かつ、他人を傷つけないよう行動しなければならない。国会議員がこれに反した場合には、議長は、そのことを指摘し、又は議員に発言を続けることを禁ずることができる。議会は、繰り返し秩序を乱す議員に対して警告し、又は当該議員を最長2週間議会の会議に出席させないことができる。

第 32 条 国会議員の障害

国会議員は、本人に個人的に関係する議案に関する〔委員会〕審査及び議決手続に参加する資格を有しない。ただし、本会議において、当該議案に関する討論に参加することができる。国会議員は、また、委員会において、自らの公務の調査に関する議案の審査に参加することができない。

第 4 章 議会の活動

第 33 条 会期

- ① 議会は、毎年、議会が議決した期日に集会し、その後、共和国大統領が会期の開始を宣言する。
- ② 会期は、次回の会期に〔議会が〕集会するまで継続する。ただし、議会期の最後の会期は、議会がその任務を終了することを議決するまで継続する。その後、大統領は、当該議会期における議会の任務の終了を宣言する。ただし、議会の議長は、必要な場合には、新しい選挙の実施前に議会を再び招集する権限を有する。

第 34 条 議会の議長及び議長評議会

- ① 議会は、議会の中から会期ごとに議長及び2人の副議長を同時に選挙する。
- ② 議会の議長及び副議長の選挙は、秘密投票により実施される。選挙においては、投票の過半数を得た国会議員を当選人とする。最初の2回の投票において投票の過半数を誰

も得なかった場合には、第3回の投票で最も多くの票を得た議員を当選人とする。

- ③ 議長及び副議長並びに委員会の委員長は、議長評議会を組織する。議長評議会は、議会の任務の調整のための指示を発し、及びこの基本法又は議事規則で個別に定めるところにより、会期において議案の審議に当たって遵守すべき手続について決定する。議長評議会は、議会職員に関する法律及び議事規則の制定又は改正の発議並びに議会の活動に関するその他の規則についての提案を行うことができる。

第35条 議会の委員会

- ① 議会は、その議会期に、大委員会並びに基本法委員会、外務委員会、財務委員会、監査委員会及び議事規則で定めるその他の常任委員会を設置する。また、議会は、特定の議案について審査し、又は調査するための特別委員会を設置することができる。⁽⁶⁾
- ② 大委員会には、25人の委員を置く。基本法委員会、外務委員会及び財務委員会には、17人以上の委員を置く。その他の常任委員会には、11人以上の委員を置く。また、委員会には、必要な数の代理委員を置く。
- ③ 委員会は、特定の議案について、より多くの委員数を個別に定める場合を除き、委員の3分の2以上が出席する時に議決することができる。

第36条 議会が選挙するその他の機関及び代表者

- ① 議会は、法律で詳細を定めるところにより、国民年金機関の運営及び活動を監督するための委員を選挙する。
- ② 議会は、この基本法、その他の法律又は議事規則で定めるところにより、その他の必要な機関を選挙する。
- ③ 国際約束に基づく国際的な機関又はその他の国際的な機関への議会の代表者の選挙については、法律又は議事規則で定める。

第37条 議会の機関の選挙

- ① 委員会及びその他の議会の機関は、この基本法、議事規則又は議会が定めた機関の細則で別に定める場合を除き、議会期最初の会期において全議会期を通じて設置される。ただし、議会は、議長評議会の提案により、議会期の途中で、機関を再び設置することを決定することができる。
- ② 議会は、委員会及びその他の機関の選挙を実施する。全会一致による選挙の場合を除き、選挙は、比例代表制により実施される。

第38条 議会オンブズマン

- ① 議会は、4年の任期で、オンブズマン及び2人の副オンブズマンを選挙し、これらの者は、優れた法律専門家でなければならない。副オンブズマンは、法律で詳細を定めるところにより、代理人を有することができる。副オンブズマン及び副オンブズマンの代理人については、オンブズマンに関する規定を準用する。⁽⁷⁾
- ② 議会は、特に重大な理由により、当該案件について基本法委員会の意見を得て、投票

(6) 2007年5月25日法令第596号により改正。

(7) 2007年8月24日法令第802号により改正。

の3分の2以上をもって支持された議決により、オンブズマンを、任期の途中で解職することができる。

第39条 議会への議案の提出

- ① 議案は、内閣が提出した政府の提案若しくは国会議員の発議又はこの基本法若しくは議事規則で定めるその他の方法により、議会に提出される。⁽⁸⁾
- ② 国会議員は、次に掲げることを行う権限を有する。
 - 1) 法律の制定に関する提案を内容とする立法発議
 - 2) 予算又は補正予算に計上されるべき経費又はその他の決定の提案を内容とする予算発議
 - 3) 法律の起草又はその他の措置の開始の提案を内容とする措置発議

第40条 議案の審査

政府の提案、国会議員の発議、議会に提出された報告書及びその他の議案であって、この基本法又は議事規則で定めるものは、本会議における最終的な審議の前に、委員会において審査されなければならない。

第41条 本会議における議案の審議

- ① 法律案及び議事規則案は、本会議において2回の審議に付される。ただし、未決となっている法律案⁽⁹⁾又は認証されていない法律は、本会議において、1回の審議に付される。その他の議案は、本会議において1回限りの審議に付される。
- ② 本会議における議決は、この基本法に別に定めがない限り、投票の過半数による。提案の可決に特別多数が必要である場合を除き、票が同数の場合には、くじによる。投票の手續については、議事規則で詳細を定める。

第42条 本会議における議長の職責

- ① 議長は、本会議を招集し、これに議案を上程し、及び討論を指揮し、並びに本会議における議案の審議において基本法が遵守されるように監督する。
- ② 議長は、基本法、その他の法律又は議会が既に行った議決に反すると認める場合を除き、議案の審議及び表決の提案を拒否してはならない。この〔=拒否する〕場合には、議長は、拒否の理由を明らかにしなければならない。議会が議長の措置に不服がある場合には、事案は、基本法委員会に付託され、基本法委員会は、議長が適正に措置したかどうかを遅滞なく判定しなければならない。
- ③ 議長は、本会議における討論及び表決に参加しない。

第43条 大質問

- ① 20人以上の国会議員は、内閣又は大臣に対して、その所管事項について大質問をすることができる。大質問に対しては、質問が内閣に伝達された時から15日以内に議会の本会議において答弁されなければならない。
- ② 大質問の討論中に内閣又は大臣に対する不信任の表明が提案された場合には、大質問

(8) 2011年11月4日法令第1112号により改正。

(9) 第73条第1項参照。

の審議の最後に内閣又は大臣の信任について表決が行われる。

第44条 内閣の声明及び報告

- ① 内閣は、議会に対して国政又は国際関係に関する事項について声明又は報告を提出することができる。
- ② 声明の討論中に内閣又は大臣に対する不信任の表明が提案された場合には、声明の審議の最後に内閣又は大臣の信任について表決が行われる。報告の審議においては、内閣又はその構成員の信任に関する決議をすることができない。

第45条 質問、口頭報告及び討論

- ① 国会議員は、大臣に対し、その所管事項について質問する権限を有する。質問すること及びその答弁については、議事規則で定める。
- ② 首相又はその指名する大臣は、現下の課題について、議会に対し口頭報告を行うことができる。
- ③ 本会議においては、議事規則で詳細を定めるところにより、現下の課題について討論を行うことができる。
- ④ 議会は、この条に規定する案件について議決しない。これらの審議においては、発言する権利に関する第31条第1項の規定を適用しないことができる。

第46条 議会に提出される報告書

- ① 内閣は、議会に対して、政府の活動及び議会の決議を受けて行った措置に関する報告書並びに国家財政の運営及び予算の遵守に関する報告書を毎年提出しなければならない。⁽¹⁰⁾
- ② 議会に対しては、その他の報告書が、この基本法、その他の法律又は議事規則の定めるところにより、提出される。

第47条 議会の情報入手権

- ① 議会は、内閣から議案の審議に必要な情報を入手する権限を有する。所管の大臣は、委員会又はその他の議会の機関が必要な文書及びその他の情報であって、公的機関が保有するものを遅滞なく入手することができるように配慮しなければならない。
- ② 委員会は、その所管事項について、内閣又は所管の省庁から報告を入手する権限を有する。委員会は、報告を受けて内閣又は省庁に対して見解を表明することができる。
- ③ 国会議員は、秘密の情報及び作成中の国の予算案に関する情報を除き、議員の職の遂行に必要な情報であって、公的機関が保有するものを、当該機関から入手する権限を有する。
- ④ その他、国際的事項における情報を入手する議会の権限については、この基本法で別に定めるところによる。

第48条 大臣並びに議会オンブズマン及び法務長官の出席する権利

- ① 大臣は、議会の構成員でない場合においても、本会議の討論に出席し、及び参加する権利を有する。大臣は、議会の委員会の委員になることができない。第59条に基づい

⁽¹⁰⁾ 2011年11月4日法令第1112号により改正。

て共和国大統領の職責を遂行している大臣は、議会の活動に参加することができない。

- ② 議会オンブズマン及び内閣の法務長官は、その報告書又はその発議により提出したその他の議案について審議中の本会議の討論に出席し、及び参加することができる。

第 49 条 議案の審議の継続⁽¹¹⁾

会期中に終了しなかった議案の審議は、閉会中に議会選挙が行われなかった場合を除き、次回の会期に継続される。議会に付議された国際的な議案の審議は、必要な場合には、議会選挙の後の会期に継続することもできる。

第 50 条 議会の活動の公開

- ① 議会の本会議は、特に重大な事由により議会が特定の議案について異なる議決をする場合を除き、公開とする。議会は、議事規則で詳細を定めるところにより、議会の議事録を公表する。
- ② 委員会の会議は、公開としない。ただし、委員会は、委員会が議案の審査のための情報を収集する限りにおいて会議の公開を決定することができる。委員会の議事録及びこれらに関連するその他の文書は、やむを得ない理由のために、議事規則で異なる定めをしている場合又は委員会が特定の議案について異なる議決をする場合を除き、公開とする。
- ③ 委員会の委員は、委員会がやむを得ない理由により議案について特に必要と認める秘密保持を遵守しなければならない。ただし、フィンランドの国際関係又は欧州連合に関する議案の審査中は、委員会の委員は、外務委員会又は大委員会が内閣の意見を聴いた上で当該議案の性質上必要と認めた秘密保持を遵守しなければならない。

第 51 条 議会の任務において使用される言語

- ① 議会の任務においては、フィンランド語又はスウェーデン語が使用される。
- ② 政府及びその他の公的機関は、議会に議案を提出するために必要な文書をフィンランド語及びスウェーデン語で提供しなければならない。議会の議決通知書、委員会の報告書及び意見書並びに議長評議会の文書による提案も、また、フィンランド語及びスウェーデン語で作成される。

第 52 条 議事規則並びに規則及び細則

- ① 議事規則で、会期において遵守すべき手続並びに議会の機関及び議会の任務について詳細な規定を定める。議事規則は、本会議において、法律案の審議手続に従って可決され、フィンランド法令集において公布される。
- ② 議会は、議会の内部運営、議会が実施する選挙及びその他の議会の任務の詳細を整備するために、規則を発することができる。また、議会は、その選挙した機関のために細則を可決することができる。

第 53 条 国民投票及び国民発案⁽¹²⁾

- ① 諮問的国民投票の実施については法律で定め、当該法律には、投票期日及び投票者に

(11) 2011年11月4日法令第1112号により改正。

(12) 2011年11月4日法令第1112号により改正。

提示される選択肢が規定されなければならない。

- ② 国民投票において遵守すべき手続については、法律で定める。
- ③ 5万人以上の投票権を有するフィンランド国民は、法律で定めるところにより、議会に法律の制定の発案を行うことができる。⁽¹³⁾

第5章 共和国大統領及び内閣

第54条 共和国大統領の選挙

- ① 共和国大統領は、生来のフィンランド国民の中から直接選挙によって、6年の任期で選挙される。同一人は、連続2回の任期まで選挙されることができる。
- ② 選挙において投票の過半数を得た候補者が、大統領に選挙される。いずれの候補者も投票の過半数を得なかった場合には、最も得票数の多かった2人の候補者の間で新たな選挙が行われる。この場合には、新たな選挙においてより多くの票を得た候補者が、大統領に選挙される。候補者が1人のみである場合には、選挙を行うことなく、その者が大統領に選挙される。
- ③ 登録政党であって、直近に実施された議会選挙においてその候補者名簿から1人以上の国会議員が選挙されたもの及び2万人の投票権者は、大統領選挙に候補者を指名することができる。選挙日及び大統領の選挙において遵守すべき手続については、法律で詳細を定める。

第55条 大統領の任期

- ① 共和国大統領は、選挙の翌月の初日にその職務を開始する。
- ② 大統領の任期は、次の選挙において選挙された大統領がその職務を開始した時をもって終了する。
- ③ 大統領が死亡し、又は大統領が大統領の職務を永続的に遂行することができない旨を内閣が宣言した場合には、できるだけ速やかに新たな大統領が選挙されなければならない。

第56条 大統領の宣誓

共和国大統領は、その職務の開始に際して、議会の前で次のとおり宣誓を行う。

「フィンランド国民によりフィンランド共和国の大統領に選ばれた私___は、私の大統領職務において誠実かつ忠実に共和国の憲法及び法律を遵守し、並びに全力でフィンランド国民の福祉を増進することを誓う。」

第57条 大統領の職責

共和国大統領は、この基本法又はその他の法律に個別に定められたその職責を遂行する。

第58条 大統領の決定

- ① 共和国大統領は、内閣において、その決定案について決定を行う。

⁽¹³⁾ 2011年11月4日法令第1112号により改正。

- ② 大統領が案件について内閣の決定案に従って決定しなかった場合には、案件は、内閣の策定段階に戻される。この場合には、内閣は、法律の認証、公職への任命又は職務の命令に関する案件以外の案件について、議会に対して報告を提出することができる。当該報告を受けて、議会が採択する意見に従い、当該案件について決定がなされるが、内閣がその旨を提案する場合に限られる。⁽¹⁴⁾
- ③ 大統領は、第1項の規定にかかわらず、内閣の決定案なしに次の事項について決定する。
- 1) 内閣及びその構成員を任命すること並びに内閣又はその構成員の免職を承認すること。
 - 2) 任期満了前の議会選挙を決定すること。
 - 3) 恩赦及び法律で個別に定めるその他の事項であって、私人に関するもの又はその内容上内閣の総会における審議を要しないもの
 - 4) オーランド自治法で定める事項であって、県の財政に関する事項を除くもの
- ④ 所管の大臣は、大統領が決定するために、案件について説明する。ただし、内閣の構成の変更であって、内閣全体に関するものは、内閣の所管の説明者が説明する。
- ⑤ 大統領は、法律で詳細を定めるところにより、大臣の協力により軍事命令案件について決定する。軍の任命案件及び共和国大統領府に関する案件については、法律で定めるところにより、大統領が決定する。
- ⑥ 軍事的な危機管理にフィンランドが参加することについては、法律で個別に定めるところにより、決定される。⁽¹⁵⁾

第59条 大統領の事故

共和国大統領に事故があるときは首相が、首相にも事故があるときは首相の代理を務める大臣が、大統領の職責を遂行する。

第60条 内閣

- ① 首相及び必要な数のその他の大臣は、内閣を構成する。大臣は、誠実かつ有能と認められたフィンランド国民でなければならない。
- ② 大臣は、その公務について議会に対して責任を負う。内閣において案件の審議に参加した各大臣は、議事録に記録される形で異議を表明した場合を除き、決定について責任を負う。

第61条 内閣の形成

- ① 議会は、首相を選挙し、共和国大統領は、首相をその職に任命する。その他の大臣は、首相に選挙された者が行う提案に従い、大統領が任命する。
- ② 議会の会派は、首相の選挙前に政府の綱領及び内閣の構成について協議する。これらの協議の結果に基づき、議会の議長の意見を聴いた上で、大統領は、議会に首相候補者を通知する。議会において実施される記名投票において投票の過半数が候補者の当選を支持した場合には、候補者は、首相に選挙される。
- ③ 候補者が〔当選に〕必要な過半数を得なかった場合には、同一の手順で新しい首相候

(14) 2011年11月4日法令第1112号により改正。

(15) 2011年11月4日法令第1112号により改正。

補者が指名される。新しい候補者も投票の過半数を得なかった場合には、議会において記名投票により首相の選挙が行われる。この場合には、最も多く票を得た者を当選人とする。

- ④ 内閣が任命される時及びその構成が著しく変更される時は、議会が開会中でなければならない。

第 62 条 政府の綱領についての声明

内閣は、その綱領を、声明の形で議会に遅滞なく提出しなければならない。内閣の構成が著しく変更される時も、同様とする。

第 63 条 大臣の利害関係

- ① 内閣の構成員は、大臣である間は、公職又はその他の職務であって、大臣の職責を遂行することを妨げ、若しくは内閣の構成員としての活動への信頼を損なうおそれがあるものを遂行してはならない。
- ② 大臣は、その任命後遅滞なく、その営利活動、会社の株式保有及びその他の重要な資産について、並びに大臣の公務外の業務及びその他の利害関係であって、内閣の構成員としての活動を評価するに当たって重要である可能性のあるものについて、議会に報告を提出しなければならない。

第 64 条 内閣及び大臣の免職

- ① 共和国大統領は、内閣又は大臣に対して、申出により免職を承認する。大統領は、また、首相の提案により、大臣の免職を承認することができる。
- ② 大統領は、内閣又は大臣が議会の信任を失った場合には、これらに対し、申出がなくとも免職を承認しなければならない。
- ③ 大臣が共和国大統領又は議会の議長に選挙された場合には、選挙された日にその職責を解かれたものとみなす。

第 65 条 内閣の職責

- ① この基本法に個別に定められた職責並びにその他の政府事項及び行政事項であって、内閣若しくは省庁が決定するものと定められたもの又は共和国大統領若しくはその他の公的機関の権限に当てられなかったものは、内閣に帰属する。
- ② 内閣は、大統領の決定を実行する。

第 66 条 首相の職責

- ① 首相は、内閣の活動を指揮し、並びに内閣に属する案件の策定及び審議の調整に配慮する。首相は、内閣の総会において案件の審議を指揮する。
- ② 首相は、欧州理事会においてフィンランドを代表する。首相は、また、内閣が例外的に異なる決定をしない限り、国の首脳が必要な欧州連合のその他の活動において、フィンランドを代表する。⁽¹⁶⁾
- ③ 首相に事故があるときは首相の代理に指定された大臣が、この大臣に事故があるときは最も在職年数の長い大臣が、首相の職責を遂行する。

⁽¹⁶⁾ 2011年11月4日法令第1112号により改正。

第 67 条 内閣の決定

- ① 内閣に属する案件は、内閣の総会又は所管の省庁において決定される。総会においては、広範な案件及び原則的に重要な案件並びにその重要性から総会における決定が必要とされるその他の案件が決定される。内閣の決定権限を調整する基準については、法律で詳細を定める。
- ② 内閣の審議案件は、所管の省庁において策定されなければならない。
- ③ 内閣に、案件の策定のため、大臣委員会を置くことができる。
- ④ 内閣の総会は、5人の構成員が出席する時に決定することができる。

第 68 条 省庁

- ① 内閣に、必要な数の省庁を置く。各省庁は、その所管分野において内閣に属する案件の策定及び行政の適切な運営について責任を負う。
- ② 省庁の長は、大臣とする。
- ③ 省庁の数の上限及びその設置の一般的な基準については、法律で定める。省庁の所管分野及び省庁間における案件の配分並びに内閣のその他の組織については、法律又は政令で定める。

第 69 条 内閣の法務長官

- ① 内閣に、法務長官及び副法務長官を附置し、これらの者は、共和国大統領により任命され、優れた法律専門家でなければならない。さらに、大統領は、副法務長官に事故があるときにその職責を遂行する代理人を、5年以内の任期で任命する。
- ② 副法務長官及びその代理人については、法務長官に関する規定を準用する。

第 6 章 立法

第 70 条 立法の発議

法律の制定は、政府の提案又は国会議員の法律の発議により議会において開始され、国会議員の法律の発議は、議会の開会中に行うことができる。

第 71 条 政府の提案の補足及び撤回

政府の提案は、新たな補足提案の提出によって補足され、又は撤回されることができる。補足提案は、議案を審査する委員会がその報告書を提出した後は、提出することができない。

第 72 条 議会における法律案の審議

- ① 法律案は、当該議案を審査した委員会がその報告書を提出した後、議会の本会議において2回の審議に付される。
- ② 法律案の第1回の審議では、委員会の報告書が上程され、それについて討論が行われ、法律案の内容について議決される。第1回の審議の終了後3日目以降に行われる第2回の審議においては、法律案の可否について議決される。
- ③ 法律案は、第1回の審議の間、大委員会の審査に付することができる。
- ④ 法律案の審議については、議事規則で詳細を定める。

第73条 基本法の制定手続

- ① 基本法の制定、改正若しくは廃止又は基本法の適用の限定的な例外に関する提案は、第2回の審議において、議会選挙後の最初の会期まで未決とすることを、投票の過半数で可決されなければならない。当該会期において、当該提案は、委員会がその報告書を提出した後、本会議における1回の審議で、内容を変更することなく、投票の3分の2以上をもって支持された議決により可決されなければならない。
- ② ただし、提案は、投票の6分の5以上をもって支持された議決により、緊急である旨を宣言することができる。この場合には、提案は未決とされず、投票の3分の2以上の多数で可決することができる。

第74条 基本法適合性の監督

審査に付される法律案及びその他の議案の基本法適合性及び人権に関する国際約束との関係について意見書を提出することは、議会の基本法委員会の責務とする。

第75条 オーランド特別法

- ① オーランド自治法及びオーランド土地取得法の制定手続については、これらの法律で個別に定める規定が適用される。
- ② オーランド県議会の〔立法に関する〕発議権及びオーランド県法の制定については、〔オーランド〕自治法で定める規定が適用される。

第76条 教会法

- ① 福音ルーテル教会の組織及び運営については、教会法で定める。
- ② 教会法の制定手続及び教会法に関連する発議権については、教会法で個別に定める規定が適用される。

第77条 法律の認証

- ① 議会が可決した法律は、認証のために共和国大統領に提出される。大統領は、法律が認証のために送付された時から3か月以内に、法律の認証について決定しなければならない。大統領は、法律についての意見書を最高裁判所又は最高行政裁判所から得ることができる。
- ② 大統領が法律を認証しなかった場合には、法律は、審議のために議会に返付される。議会が内容を変更することなく法律を再可決した場合には、法律は、認証を得ないで施行される。議会が法律を再可決しなかった場合には、法律は、無効とみなされる。

第78条 未認証の法律の審議

共和国大統領が所定の期日までに法律を認証しなかった場合には、法律は、遅滞なく議会において再審議に付される。法律は、委員会がその報告書を提出した後、議会の本会議における1回の審議で、投票の過半数により、内容を変更することなく可決され、又は否決されなければならない。

第79条 法律の公布及び施行

- ① 法律が基本法所定の手続で制定された場合には、法律にその旨を明記しなければならない。
- ② 認証された法律又は認証を得ないで施行される法律は、共和国大統領によって署名さ

れ、かつ、所管の大臣によって副署されなければならない。内閣は、この後に遅滞なくフィンランド法令集において法律を公布しなければならない。

③ 法律は、施行期日を明らかにしなければならない。特別な理由により、施行期日については命令で定める旨を法律に定めることができる。法律は、定められた施行期日までには公布されない場合には、公布日に施行される。

④ 法律は、フィンランド語及びスウェーデン語で制定され、公布される。

第 80 条 政令の発令及び立法権の委譲

① 共和国大統領、内閣及び省庁は、この基本法又はその他の法律で定める権限に基づき命令を発することができる。ただし、個人の権利及び義務の原理その他基本法に基づき法律事項とされる事項については、法律で定めなければならない。命令の発令者が個別に定められていない場合には、命令は、内閣が発する。

② 規律の対象に関連する特別の理由がある特定の事項及び規律の実際の重要性に照らし、法律又は命令で規定することを要しない特定の事項について、規則を制定することを法律で他の公的機関に委任することができる。この委任の適用範囲は、明確に限定しなければならない。

③ 命令及びその他の規則の公布及び施行に関する通則については、法律で定める。

第 7 章 国家財政

第 81 条 国税及び納付

① 国税については、納税義務及び納税額の基準並びに納税義務者の法による保護に関する規定を含め、法律で定める。

② 国の機関の公務、サービス及びその他の業務の手数料負担及び手数料額の一般的な基準については、法律で定める。

第 82 条 国の借入れ及び国が与えた保証

① 国の借入れは、新たな借入れ又は国の債務の上限額を示した議会の同意に基づかなければならない。

② 国の保証は、議会の同意に基づき与えることができる。

第 83 条 国の予算

① 議会は、1会計年度につき1回、国の予算を議決し、国の予算は、フィンランド法令集において公示される。

② 国の予算の政府の提案及びこれに関連するその他の政府の提案は、会計年度の開始前の適切な時期に議会の審議に付される。予算案の補足及び撤回については、第71条の規定が適用される。

③ 国会議員は、予算案を受けて、予算発議により、国の予算に組み入れる経費又はその他の決定の提案をすることができる。

④ 国の予算は、議会の財務委員会がその報告書を提出した後、本会議における1回の審議において承認される。議会における予算案の審議については、議事規則で詳細を定め

る。

- ⑤ 国の予算の公示が会計年度を越えて遅れる場合には、議会が定める方法により、政府の予算案が予算として暫定的に遵守される。

第 84 条 予算の内容

- ① 国の予算には、歳入の見積り及び歳出に充てる経費並びに経費の使途及びその他の予算の根拠が組み入れられる。相互に直接関連する収入及び支出について、それらの差額に相当する収入見積り又は経費を予算に計上することができる旨を法律で定めることができる。
- ② 予算に計上される収入見積りは、予算に計上される経費を満たさなければならない。経費の充実に際しては、法律で定めるところにより、国の決算における余剰又は不足を考慮することができる。
- ③ 相互に関連する収入及び支出に対応する収入見積り及び経費は、法律で定めるところにより、複数の会計年度の予算に計上することができる。
- ④ 国の企業の業務及び財務の一般的な基準については、法律で定める。国の企業に関する収入見積り及び経費は、法律で定める範囲内でのみ計上される。議会は、予算の審議に関連して、国の企業の主要な事業目標及びその他の業務目標を承認する。

第 85 条 予算[に計上される]経費

- ① 経費は、確定経費、概算経費又は繰越経費として国の予算に計上される。法律で定めるところにより、概算経費は、超過することができ、また、繰越経費は、会計年度の後に使用するために繰り越すことができる。法律で認められている場合を除き、確定経費及び繰越経費は、超過することができず、確定経費は、繰り越すことができない。
- ② 経費は、予算において認められている場合を除き、別の予算項目に移してはならない。ただし、使途が密接に関連する項目に経費を移すことは、法律で認めることができる。
- ③ 翌会計年度以降の予算に必要な経費が計上される支出を会計年度の間に約束する権限は、金額及び使途を限定して、予算において付与されることができる。

第 86 条 補正予算

- ① 予算を変更することに正当な必要がある場合には、政府の補正予算案が議会に提出される。
- ② 国会議員は、補正予算案に直接関連する予算の修正のために予算発議を行うことができる。

第 87 条 予算外の基金

国の継続的な任務の遂行に当然に必要とされる場合には、国の基金を予算外に置くことについて法律で定めることができる。予算外の基金の設置又は当該基金若しくはその使途の本質的な拡張を目的とする法律案の可決には、議会において投票の3分の2以上の多数を必要とする。

第 88 条 私人の国に対する法的債権

何人も、法的にその者に帰属するものを、予算に関わりなく、国から受け取る権利を有する。

第 89 条 国〔の職員〕の勤務条件の承認

国の職員の勤務条件に関する協約に議会の同意が必要な場合には、議会の所管の委員会が、議会を代表して、これを承認する。

第 90 条 国家財政の監督及び監査

- ① 議会は、国の財政運営及び国の予算の遵守を監督する。このため、議会に監査委員会を置き、同委員会は、その重要な監督所見を議会に報告しなければならない。⁽¹⁷⁾
- ② 国の財政運営及び国の予算の遵守の監査のために、独立した会計検査院を議会に附置する。検査院の地位及び職責については、法律で詳細を定める。
- ③ 監査委員会及び会計検査院は、公的機関及びその監督の対象とされるその他のものから職責の遂行に必要な情報を入手する権限を有する。⁽¹⁸⁾

第 91 条 フィンランド銀行

- ① フィンランド銀行は、法律で定めるところにより、議会の保証及び管理の下で活動する。議会は、フィンランド銀行の活動を監督するために銀行評議員を選挙する。
- ② 議会の所管の委員会及び銀行評議員は、フィンランド銀行の監督に必要な情報を入手する権限を有する。

第 92 条 国の財産

- ① 国が支配権を有する会社において国が株主権を行使する際の権限及び手続については、法律で定める。同様に、国が会社における支配権を取得し、又は放棄することに議会の同意が必要とされる場合についても、法律で定める。
- ② 国の不動産は、議会の同意によってのみ、又は法律で定めるところによってのみ譲渡することができる。

第 8 章 国際関係

第 93 条 国際的事項における権限

- ① フィンランドの外交政策は、内閣の協力を得て、共和国大統領が指揮する。ただし、議会は、この基本法に定める限りにおいて、国際義務及びその破棄を承認し、並びに国際義務の施行について決定する。戦争及び講和については、議会の同意を得て大統領が決定する。
- ② 内閣は、欧州連合において行われる決定の国内的な準備について責任を負い、また、議会の承認を要する場合を除き、これらに関連するフィンランドの措置について決定する。議会は、この基本法の定めるところにより、欧州連合において行われる決定の国内的な準備に関与する。
- ③ 外交政策的に重要な見解の外国及び国際組織への通知については、国際関係を所管する大臣が責任を負う。

(17) 2007年5月25日法令第596号により改正。

(18) 2007年5月25日法令第596号により改正。

第94条 国際義務及びその破棄の承認

- ① 議会は、条約その他の国際義務であって、立法の領域に属する規律を含むもの若しくは極めて重要であるもの又は基本法に基づくその他の理由により議会の同意を必要とするものを承認する。議会の承認は、これらの義務の破棄にも必要とされる。
- ② 国際義務又はその破棄の承認は、投票の過半数で可決される。ただし、義務の承認についての提案が、基本法に関わる場合若しくは国の領域の変更に関わる場合又は欧州連合、国際組織若しくは国際機関に対する権限の移譲であって、フィンランドの主権の観点から重要なものに関わる場合には、投票の3分の2以上をもって支持された議決により可決されなければならない。⁽¹⁹⁾
- ③ 国際義務は、憲法の民主主義の原理を損なってはならない。

第95条 国際義務の施行

- ① 条約その他の国際義務の規律であって、立法の領域に属するものは、法律により施行される。その他の国際義務は、命令により施行される。⁽²⁰⁾
- ② 国際義務の施行に関する法律案は、通常法律の制定手続により審議される。ただし、提案が、基本法に関わる場合若しくは国の領域の変更に関わる場合又は欧州連合、国際組織若しくは国際機関に対する権限の移譲であって、フィンランドの主権の観点から重要なものに関わる場合には、議会は、未決とすることなく、投票の3分の2以上をもって支持された議決により、これを可決しなければならない。⁽²¹⁾
- ③ 国際義務の施行に関する法律において、その施行について命令で定める旨を規定することができる。条約その他の国際義務の公布に関する通則については、法律で定める。

第96条 欧州連合の事項の国内的な準備への議会の関与

- ① 議会は、法令、協定又はその他の措置であって、欧州連合において決定されるもの又は基本法に基づき議会の権能に属するものに関する提案を審議する。
- ② 内閣は、第1項に規定する提案について知った後、議会がその意見を決定するため、文書をもって当該提案を議会に遅滞なく送付しなければならない。提案は、大委員会及びこれに対して意見書を提出する通常1又は複数のその他の委員会において審査される。ただし、外交政策及び安全保障政策に関する提案は、外務委員会において審査される。大委員会又は外務委員会は、必要に応じて提案に関する意見書を内閣に提出することができる。議長評議会は、これらの案件を本会議における討論にも付することを決定することができるが、その際、議会は、当該案件について議決をしない。
- ③ 内閣は、欧州連合における案件の審議に関する情報を所管の委員会に提供しなければならない。大委員会又は外務委員会に対しては、当該案件における内閣の見解も通知しなければならない。

第97条 国際的事項における議会の情報入手権

- ① 議会の外務委員会は、その要求により、又は必要がある場合においても、内閣から外

(19) 2011年11月4日法令第1112号により改正。

(20) 2011年11月4日法令第1112号により改正。

(21) 2011年11月4日法令第1112号により改正。

交政策及び安全保障政策に関する事項について報告を入手しなければならない。議会の
大委員会は、同様に、欧州連合におけるその他の事項の準備について報告を入手しな
ければならない。議長評議会は、報告を本会議における討論に付することを決定するこ
とができるが、その際、議会は、当該案件について議決をしない。

- ② 首相は、欧州理事会の会議において審議される事項に関する情報を、事前に、及び会
議後遅滞なく、議会又はその委員会に提供しなければならない。欧州連合の基礎となる
条約の変更が準備される際にも、同様にしなければならない。
- ③ 議会の所管の委員会は、前2項の報告又は情報を受けて内閣に意見書を提出すること
ができる。

第9章 司法

第98条 裁判所

- ① 通常裁判所は、最高裁判所、高等裁判所及び地方裁判所とする。
- ② 通常行政裁判所は、最高行政裁判所及び地方行政裁判所とする。
- ③ 個別に定められた管轄分野で司法権を行使する特別裁判所については、法律で定め
る。
- ④ 臨時裁判所の設置は、禁止する。

第99条 最上級の裁判所の職責

- ① 最上位の司法権は、民事事件及び刑事事件においては最高裁判所が、行政法が適用さ
れる事件においては最高行政裁判所が行使する。
- ② 最上級の裁判所は、その自らの管轄分野で司法を監督する。これらの裁判所は、立法
作業の着手について内閣に提案をすることができる。

第100条 最上級の裁判所の構成

- ① 最高裁判所及び最高行政裁判所に、長官及び必要な数のその他の構成員を置く。
- ② 最上級の裁判所は、法律で個別に異なる構成員数を定める場合を除き、5人の構成員
によって開廷することができる。

第101条 弾劾裁判所

- ① 弾劾裁判所は、公務における違法な処置に関し、内閣の構成員若しくは法務長官、議
会オムブズマン又は最高裁判所若しくは最高行政裁判所の構成員に対して提起される訴
追を処理する。弾劾裁判所は、また、第113条に規定する訴追を処理する。
- ② 弾劾裁判所は、最高裁判所長官を裁判長とするほか、最高行政裁判所長官及び最も在
職年数が長い高等裁判所長官3人並びに4年の任期で議会が選挙した5人の構成員で構
成される。
- ③ 弾劾裁判所の構成、開廷に必要な構成員数及び活動については、法律で詳細を定める。

第102条 裁判官の任命

共和国大統領は、法律で定める手続に従い常勤の裁判官を任命する。その他の裁判官の
任命については、法律で定める。

第 103 条 裁判官の在職権

- ① 裁判官は、裁判所の判決によらずに失職を宣告されることはない。裁判官は、また、司法部門の再編による場合を除き、その同意なく他の職に異動させられてはならない。
- ② 定年又は職務遂行能力が失われた場合における裁判官の退職の義務については、法律で定める。
- ③ その他、裁判官の[在]職の基準については、法律で個別に定める。

第 104 条 検察官

検察部門は、共和国大統領が任命する検事総長が最高位の検察官としてこれを指揮する。検察部門については、法律で詳細を定める。

第 105 条 恩赦

- ① 共和国大統領は、個々の事案において、最高裁判所から意見を得た上で、裁判所により科された刑又はその他の刑事制裁の全部又は一部について恩赦を与えることができる。
- ② 一般恩赦については、法律で定めなければならない。

第 10 章 合法性の監督

第 106 条 基本法の優位

裁判所の審理に付されている事件において、法律の規定を適用することが明らかに基本法に反する場合には、裁判所は、基本法の規定を優先しなければならない。

第 107 条 法律よりも下位の法令の適用の制限

命令又は法律よりも下位のその他の法令の規定が基本法又はその他の法律に反する場合には、裁判所又はその他の公的機関においてこれを適用してはならない。

第 108 条 内閣の法務長官の職責

- ① 内閣及び共和国大統領の公務の適法性を監督することは、法務長官の職責とする。また、法務長官は、裁判所及びその他の公的機関並びに公務員、公法人の職員及び公的業務を遂行するその他の者が法律を遵守し、及びその義務を履行することを監督しなければならない。法務長官は、その職責の遂行に当たって、基本権及び人権の実現を監督する。
- ② 法務長官は、求めに応じ、大統領、内閣及び大臣に対して、法的問題に関する情報及び意見を提供しなければならない。
- ③ 法務長官は、毎年、その公務及び法律の遵守に関する所見について、議会及び内閣に報告書を提出する。

第 109 条 議会オンブズマンの職責

- ① オンブズマンは、裁判所及びその他の公的機関並びに公務員、公法人の職員及び公的業務を遂行するその他の者が法律を遵守し、及びその義務を履行することを監督しなければならない。オンブズマンは、その職責の遂行に当たって、基本権及び人権の実現を監督する。
- ② オンブズマンは、毎年、その活動並びに司法の状況及び立法に見られる欠陥について、議会に報告書を提出する。

第 110 条 法務長官及びオンブズマンの訴追権及び職責の分担

- ① 公務における違法な処置に関する裁判官に対する訴追の提起については、法務長官又はオンブズマンが決定する。これらの者は、その合法性の監督に属するその他の事案においても、訴追を実施し、又は訴追の提起を命ずることができる。
- ② 法務長官とオンブズマンの間の職責の分担について、法律で定めることができるが、合法性の監督に関するいずれの権能も狭めてはならない。

第 111 条 法務長官及びオンブズマンの情報入手権

- ① 法務長官及びオンブズマンは、公的機関及び公的業務を遂行するその他の者から、合法性の監督のために必要な情報を入手する権限を有する。
- ② 法務長官は、内閣の会議及び内閣における共和国大統領への案件の説明に出席しなければならない。オンブズマンは、これらの会議及び説明に出席する権限を有する。

第 112 条 内閣及び共和国大統領の公務の合法性の監督

- ① 法務長官は、内閣若しくは大臣又は共和国大統領の決定又は措置の合法性について指摘の必要を認めるときは、理由を付して指摘をしなければならない。当該指摘が顧慮されることなく放置された場合には、法務長官は、その意見を内閣の議事録に記録させなければならない。また、必要ときは、その他の措置を講じなければならない。オンブズマンも、また、指摘を行い、及びその他の措置を講ずる同様の権限を有する。
- ② 大統領の決定が違法である場合には、内閣は、法務長官から意見を得た上で、決定を実施することができない旨を通知して、大統領に決定の変更又は取消しを提案しなければならない。

第 113 条 共和国大統領の刑事責任

法務長官、オンブズマン又は内閣は、共和国大統領が外患罪、国家反逆罪又は人道に対する罪について有罪であると認める場合には、当該事件について議会に通知しなければならない。この場合において、議会が投票の4分の3で訴追の提起を議決したときは、検事総長は、弾劾裁判所において訴追を実施しなければならない。また、大統領は、その間その職務を控えなければならない。その他の場合においては、大統領の公務について訴追が提起されてはならない。

第 114 条 大臣の訴追の提起及び処理

- ① 公務における違法な処置に関する内閣の構成員に対する訴追は、法律で詳細を定めるところにより、弾劾裁判所において処理される。
- ② 訴追の提起については、内閣の構成員による処置の違法性に関する基本法委員会の意見を得た上で、議会が議決する。議会は、訴追の議決の前に、内閣の構成員に対し、弁明を行う機会を与えなければならない。当該事案を審査する際には、[基本法]委員会は、全ての委員が出席しなければならない。
- ③ 内閣の構成員に対する訴追は、検事総長が実施する。

第 115 条 大臣の責任に関する調査の開始

- ① 内閣の構成員の公務の適法性の調査は、次に掲げるものにより、議会の基本法委員会において開始することができる。

- 1) 法務長官又はオンブズマンが基本法委員会に対して行う通知
 - 2) 10人以上の国会議員が署名した申立書
 - 3) 議会のその他の委員会が基本法委員会に対して行う調査要求
- ② 基本法委員会は、また、自発的に内閣の構成員の公務の適法性の調査に着手することができる。

第 116 条 大臣の訴追の提起の前提条件

内閣の構成員に対する訴追の提起は、その者が故意又は重大な過失により、大臣の職責に属する義務に本質的に違背した場合又はその公務において明らかに違法に行動した場合に、決定することができる。

第 117 条 法務長官及びオンブズマンの法的責任

法務長官及びオンブズマンの公務の適法性の調査、その公務における違法な処置に関するこれらの者に対する訴追の提起並びにこれらの訴追の処理については、内閣の構成員に関する第 114 条及び第 115 条の規定が適用される。

第 118 条 公務についての責任

- ① 公務員は、その公務の適法性について責任を負う。公務員は、また、合議制の機関の決定であって、当人が当該機関の構成員として支持したものについて責任を負う。
- ② 提案者は、その提案に基づき決定されたことについて責任を負うが、その者が当該決定に異議をとどめた場合は、この限りでない。
- ③ 公務員又は公的業務を遂行するその他の個人の違法な作為又は不作為により、権利侵害又は損害を被った全ての者は、法律で定めるところにより、当該公務員等を刑に処すること及び公法人又は公務員若しくは公的業務を遂行するその他の者からの損害賠償を要求する権利を有する。ただし、この項に規定する訴追権は、訴追が基本法に基づき弾劾裁判所において処理される場合には、認められない。⁽²²⁾

第 11 章 行政の組織及び自治

第 119 条 国家行政 [組織]

- ① 国の中央行政 [組織] は、内閣及び省のほか庁、施設及びその他の機関により構成することができる。さらに、国は、地域機関及び地方機関を置くことができる。議会の下に置く行政 [組織] については、法律で個別に定める。
- ② 国の行政機関の一般的な基準は、それらの業務が公権力の行使に該当する場合には、法律で定めなければならない。国の地域行政 [機関] 及び地方行政 [機関] の基準についても、同様に法律で定める。その他の場合においては、国の行政単位については、命令で定めることができる。

第 120 条 オーランドの特別な地位

オーランド県は、オーランド自治法が個別に定めるところにより、自治を有する。

⁽²²⁾ 2011年11月4日法令第1112号により改正。

第 121 条 クンタ及びその他の地域の自治

- ① フィンランドは、クンタに分割され、その運営は、クンタの住民の自治に基づかなければならない。
- ② クンタの運営の一般原理及びクンタに付与される任務については、法律で定める。
- ③ クンタは、課税権を有する。納税義務及び課税標準の基準並びに納税義務者の法による保護については、法律で定める。
- ④ クンタよりも広域の管轄区域における自治については、法律で定める。サーミ人は、法律で定めるところにより、サーミ人の先住地域において、その言語及び文化に関する自治を有する。

第 122 条 行政区画

- ① 行政の整備に当たっては、フィンランド語話者とスウェーデン語話者の住民が、同等の基準により、自らの言語でサービスを受ける機会を保障される適切な地域区分を目指さなければならない。
- ② クンタの区分の基準については、法律で定める。

第 123 条 大学及びその他の教育機関

- ① 大学は、法律で詳細を定めるところにより、自治を有する。
- ② 国及びクンタが整備するその他の教育の基準並びに私立学校において同等の教育を整備する権利については、法律で定める。

第 124 条 公的機関以外の者に対する行政任務の付与

公行政の任務は、任務の適切な遂行のために必要であり、かつ、基本権、法による保護又はその他の良好な運営の要請を損なわない場合において、法律によってのみ、又は法律に基づいてのみ、公的機関以外の者に付与することができる。ただし、公権力の重要な行使を含む任務は、公的機関のみに付与することができる。

第 125 条 公職の資格条件及び任命の基準

- ① 特定の公職又は公的任務には、フィンランド国民のみが任命されることができ旨を法律で定めることができる。
- ② 公職の一般的な任命基準は、技能、能力及び証明された国民としての適性とする。

第 126 条 国家職への任命⁽²³⁾

- ① 内閣は、共和国大統領、省又はその他の公的機関の職責と規定されていない国家職への任命を行う。
- ② 大統領は、共和国大統領府の長官を任命し、及び外交使節団の長を職務に任ずる。

第 12 章 国防

第 127 条 国防の義務

- ① 全てのフィンランド国民は、法律で定めるところにより、祖国の防衛に参加し、又は

⁽²³⁾ 2011年11月4日法令第1112号により改正。

これを支援する義務を負う。

- ② 信念に基づき軍事的な国防への参加の免除を受ける権利については、法律で定める。

第 128 条 防衛軍の最高指揮権

- ① 共和国大統領は、フィンランド防衛軍の最高指揮官とする。大統領は、内閣の提案により、非常事態において、最高指揮権を他のフィンランド国民に移譲することができる。⁽²⁴⁾
- ② 大統領は、士官を任命する。

第 129 条 動員

共和国大統領は、内閣の提案により、防衛軍の動員について決定する。この場合において、議会が集会していないときは、直ちにこれを招集しなければならない。

第 13 章 最終規定

第 130 条 施行

- ① この基本法は、2000年3月1日から施行する。
- ② 基本法の実施に必要な定めは、特別の法律で設ける。

第 131 条 廃止する基本法

次に掲げる法律は、その後に行われた改正とともに、この基本法で廃止する。

- 1) 1919年7月17日に制定されたフィンランド政体法
- 2) 1928年1月13日に制定された国会規則
- 3) 1922年11月25日に制定された弾劾裁判所に関する法律（1922年法令第273号）
- 4) 1922年11月25日に制定された内閣の構成員及び法務長官並びに議会オンブズマンの公務の適法性を監査する議会の権限に関する法律（1922年法令第274号）

改正規定の施行及び適用

2007年5月25日法令第596号

この法律は、2007年6月1日から施行する。

2007年8月24日法令第802号

この法律は、2007年10月1日から施行する。

2011年11月4日法令第1112号

この法律は、2012年3月1日から施行する。

⁽²⁴⁾ 2011年11月4日法令第1112号により改正。

正誤表

これまでに刊行した『各国憲法集』のうち、一部に誤りがありましたので、次のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

○『各国憲法集(1) スウェーデン憲法』(調査資料2011-1-a 基本情報シリーズ7) 2012.

ページなど	誤	正
p.15, 注42	議会の議長は、 <u>議員提出によるある議案が</u> 、	議会の議長は、 <u>ある提案が</u> 、
p.15, 注42	その <u>議案</u> の上程を拒否することができる。	その <u>提案</u> の上程を拒否することができる。
p.40, 第16条	議会が当該基本法案を未決の状態で承認した日から <u>5日以内</u> に提出されなければならない。	議会が当該基本法案を未決の状態で承認した日から <u>15日以内</u> に提出されなければならない。

○『各国憲法集(3) オーストリア憲法』(調査資料2011-1-c 基本情報シリーズ9) 2012.

ページなど	誤	正
p.21	連邦憲法の全面改正及び国民議会又は連邦参議院の <u>3分の2</u> の要求があった場合の部分改正は、	連邦憲法の全面改正及び国民議会又は連邦参議院の <u>3分の1</u> の要求があった場合の部分改正は、
p.54, 第44条第3項	国民議会又は連邦参議院の <u>3分の2</u> の要求があった場合にのみ、	国民議会又は連邦参議院の <u>3分の1</u> の要求があった場合にのみ、
p.78, 第102条	(<u>1</u>) 次の各号に掲げる事項は、	(<u>2</u>) 次の各号に掲げる事項は、

○『各国憲法集(4) カナダ憲法』(調査資料2011-1-d 基本情報シリーズ10) 2012.

ページなど	誤	正
p.70	1982年 <u>憲法法</u> ⁸⁰ 別表B 1982年憲法法 <u>CONSTITUTION ACT, 1982</u> SCHEDULE B CONSTITUTION ACT, 1982	1982年 <u>カナダ法</u> ⁸⁰ 別表B 1982年憲法法 <u>CANADA ACT, 1982</u> SCHEDULE B CONSTITUTION ACT, 1982

「基本情報シリーズ」

既刊

⑦各国憲法集 (1) スウェーデン憲法	2012年 1月
⑧各国憲法集 (2) アイルランド憲法	2012年 3月
⑨各国憲法集 (3) オーストリア憲法	2012年 3月
⑩各国憲法集 (4) カナダ憲法	2012年 3月
⑪各国憲法集 (5) ギリシャ憲法	2013年 2月
⑫各国憲法集 (6) スイス憲法	2013年 3月
⑬各国憲法集 (7) オランダ憲法	2013年 3月
⑭わが国が未批准の国際条約一覧 (2013年1月現在)	2013年 3月
⑮各国憲法集 (8) ポルトガル憲法	2014年 2月
⑯主要国の憲法改正手続	2014年 8月
⑰欧米主要国の議会による情報機関の監視	2014年 9月

調査資料 2014-1-c
基本情報シリーズ⑱

各国憲法集 (9) フィンランド憲法

平成 27 年 3 月 31 日発行
ISBN 978-4-87582-771-9

国立国会図書館調査及び立法考査局
〒100-8924 東京都千代田区永田町 1-10-1
電話 03(3581)2331
bureau@ndl.go.jp

*本書は、下記に掲載の PDF ファイルでもご覧いただけます。

- ・「調査の窓」の「刊行物」のページ
- ・国立国会図書館ホームページ<<http://www.ndl.go.jp/>>
トップ>国会関連情報>調査資料>2015年刊行分

Constitutions of the World (9)

Finland

Research and Legislative Reference Bureau

National Diet Library

Tokyo 100-8924, Japan

E-mail : bureau@ndl.go.jp

Research
Materials
2014-1-c

ISBN 978-4-87582-771-9

リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。